

# 建産連ニュース

社団法人 埼玉県建設産業団体連合会

'91/7

JULY. 15. MON. No. 49



整備が進む県営所沢航空記念公園

## 建産連の

SLOGAN  
活動指標

- 一、建設産業の果すべき社会的使命の重要性を自覚し、この事業を通じて県民福祉の増進に寄与する。
- 一、建設産業全体が連帯協調し、建設産業の社会的地位の向上に努める。
- 一、建設産業の経営体質の改善を図り、労働生産性の向上に努める。
- 一、総合工事業と専門工事業間の新しいパートナーシップを確立し、企業活動の活性化を図る。
- 一、建設産業の職場環境の改善と作業の安全を図るとともに、建設産業従事者の福祉向上に努める。

# 設計事務所あれこれ

岩堀徳太郎

私共の協会は、「(社)埼玉県建築士事務所協会」と呼称されており、建築設計監理を業としている団体です。

市民の皆さんには、建築設計事務所といえば解りやすく、建築の設計をやっている事務所だとすぐ解ります。建築士事務所となるとなじみの薄い呼び名となってしまいます。

そこでこの業を営む人は、解りやすくするために「設計事務所」とか、「アトリエ工房」などいろいろな名称で一般に言い慣わしております。

また、建設会社等で建設設計部と称して兼業事務所を設け、設計・施工一貫で行うとして得意先にPRしている方々もおります。専業、兼業論がでてくる所以がここにあります。

私達は、職能人「プロフェッション」だとして「建築家」と称する方々もおります。

しかし、こうした方々でも株式会社などの法人組織化しているものが多い。株式会社であれば商法の適用を受けることになり、いわゆる「プロフェッション」とはいえないでしょう。こうした考えに立つと、官公庁等が会社を指名し、入札にかけることには聊か疑問がなくはない。

弁護士や医師は、資格さえあれば業務報酬を受けることが出来ますが、建築士は資格者ではありますが、建築士事務所登録を受けなければ業務が出来ませんし、報酬を請求することもできません。

この業界で専業、兼業の別なく唯一の全国組織である「日本建築士事務所協会連合会」が、現行の建築士法で満たしきれない部面を補完するために、建築士事務所に対する「業法」を単独法として制定して欲しいと関係方面に強く働きかけを行っている訳がここにあります。

現在、登録している一級、二級、木造の建築士事務所は、全国で12万といわれていますが、実際に活動しているのは3万程といわれています。実務活動をしていないのになぜ登録だけして置こうとするのか、ここにも問題があります。

どんな小規模なものでも、専門家の知恵を十分に採り入れた建築物であれば、それが引いては街並み、景観にも良い影響を与える筈であります。また、単体としての建築物はいうにおよばず、都市の再開発、街区の整備、土地の有効活用の立案等々、どれ一つとっても建築士事務所の活動部門であります。

もっと市民に解りやすい、依頼しやすい建築士事務所になるにはどうしたらよいのか、待ちの姿勢ではなく、積極的にクライアント（得意先、依頼人）に訴えていく行動こそ大切だと思うのですが……。

(筆者は(社)埼玉県建築士事務所協会会長)

# 建産連ニュース・目次

## 表紙写真説明

所沢航空記念公園（所沢市並木1丁目）  
 明治44年に所沢飛行場として開設、最初の飛行が徳川大尉操縦のアンリープ  
 アルマン機で行われ、日本の航空発祥の地となる。戦後米軍基地として使用、  
 昭和46年6月の返還後同49年3月その一部50.2haを都市公園として計画、以後  
 航空発祥の地にふさわしい航空記念公園として整備を進め、同62年4月に全域  
 供用となった。なお、同公園内には、現在、航空資料展示等のための航空記念  
 館建設工事が進められている。  
 （埼玉県広聴広報課提供）

◆巻頭言 .....	1
◆建設産業における労働時間短縮の取り組むべき課題 .....	3
◆特集・公共プロジェクト	
(1) 権現堂調節池及びその周辺整備事業 .....	7
(2) 所沢航空記念館（仮称）整備事業 .....	9
◆平成3年度建設省所管事業の執行について（次官通達） .....	11
◆シリーズ特集「21世紀を展望した街づくり」 その40（蓮田市） .....	13
"  その41（坂戸市） .....	15
◆事業報告	
平成3年度通常総会（付・役員の変動） .....	18
◆会員団体の平成3年度事業計画概要 .....	22
◆理事会・委員会報告 .....	30
◆告知板	
(1) 県内市町村平成3年度普通建設事業予算概況 .....	32
(2) 入札辞退の自由化に対する建設省の取り組み .....	33
(3) 県の指名参加業種別分布 .....	34
(4) 建産連専用駐車場の利用について .....	35
◆企画シリーズ・県内史跡名勝めぐり（11）	
埼玉の天然記念物紹介（その5） .....	36
◆建産連だより	
会員団体の動静 .....	39
◆全国建産連だより .....	43
◆連合会日誌 .....	44
（財）建設物価調査会案内広告） .....	（35）

# 建設産業における労働時間短縮の 取り組むべき課題

## 付・建設業にかかる労働時間短縮指針

### はじめに

国際化が国民生活の中に浸透するに伴い、働く者の就労条件が問われる時代になった。政府は、先の「経済運営五カ年計画」（昭和63年5月27日閣議決定）において、平成4年度に週40時間労働制の実現を期し、年間総労働時間をそれまでに1,800時間程度に向け、できる限り短縮する」と謳い、これに関する関係法令の改正を行った。政府の言う年間総労働時間1,800時間は、欧米並みの週40時間制を指している。つまり、完全週休2日制の上に祝祭日休業、有給休暇20日の完全消化に相当するものである。他産業と作業環境の異なる建設業の場合、種々の工夫が必要である。建設省では、予てより建設産業の構造改善を主要課題として取り組み、建設生産システムにおける新たなルールづくりを提唱するなど積極的対応を示しており、これを受けた職域団体や企業間で研究されているが、このほど労働省では「建設業における労働時間短縮指針」を策定し、関係団体を通じて各企業にその対応を促している。それによると、当面の目標を週休2日制において最重点に取り組むべきものとしてその目標を掲げ、さらに最終目標達成に当たっての基本的対応策並びに派生する諸問題を挙げ、それらに取り組む具体的方途を示している。以下、同指針の要点項目を列記し参考にと供することにした。（W）

### 建設業労働時間短縮指針

政府は、先の閣議決定の経済運営5カ年計画を履行する上でまず労働基準法施行令の一部改正を行い、平成3年4月1日より法定労働時間を週44時間（現行46時間）とする。但し、建設業の場合は常時300人以下の労働者を使用するものは2年間の猶予を与え、平成5年3月31日までは、週46時間（現行48時間）とすることになったことは、周知のとおりである。

しかし、建設業は他製造業に比べ複数業種（職種）の共同作業によって生産されることになるだけに、対応は必ずしも単純にいかない。これまで建設省は建設産業界における労働時間短縮に対する取り組みについて実態調査を行い、目下各企業、団体の取り組み状況について集計中であるが、いずれも週休2日制及び労働時間短縮に移行するための労働条件の整備に当たっている段階とみている。

当建産連においては、昨年4月以降隔週休

2日制導入の申し合わせを行ったことからこの一年、かなり普及しているものと思われる。だがさらに完全週休2日制とするためには、労使はもとより、関連業種との協調体制が必要で、これら企業間の対応が成否の鍵である。

さて、冒頭述べた労働省策定の「建設業にかかる労働時間短縮指針」では、業界及び各企業が取り組むべき課題等を示し、かつ具体的対応策を掲げている。

#### 1. 目 標

建設業における当面の労働時間短縮目標は、次のとおりとする。

なお、建設業の労働時間が長い最大の要因は週休2日制の普及率が低く、週休日が少ないことにあること、また、週法定労働時間について、40時間労働制の実現に向け段階的短縮が図られつつあることを踏まえ、週休2日制の普及促進を最重点目標として取り組むものとする。

また、現場が店社に比べ制度面においても、実態面においても改善が遅れていることにかんがみ、特に現場の改善に重点を置いて推進するものとする。

#### (1) 週休2日制の普及促進

平成4年度までに全事業場において4週6休制を実現し、その後速やかに完全週休2日制に移行するものとする。

また、既に4週6休制以上の週休2日制を採用している事業場においては、できる限り早期に完全週休2日制の実現を図るものとする。

なお、週休2日制は、原則として土日連続全休制によるものとする。

#### (2) 連続休暇の普及・拡充等

年末・年始、ゴールデンウィーク及び夏季の連続休暇について、それぞれ1週間程度以上に拡充するものとする。

また、工事の完了時や工事の切れ目等においても1週間程度の連続休暇を新たに設け、定着を図るものとする。

なお、建設業においては、年次有給休暇制度の整備が遅れていることにかんがみ、速やかに適正な制度の整備を図るとともに、取得率の向上に努めるものとする。

#### (3) 時間外労働時間の削減

当面、20%程度の削減を目指すものとする。

なお、この場合において、所定の週休制度が実質的に確保されるよう休日労働について極力抑制するものとする。

## 2. 目標達成に当たっての基本的対応

### (1) 労働時間短縮を推進するに当たっての基本的対応

イ. 労働時間の実態は、業種、業態、規模、地域、さらには時季等によって異なり、短縮方法もこれらの相違等に規定されることを踏まえ、労働時間短縮を推進するに当たっては、労働者のニーズを的確に

把握するとともに、業種、業態等自業界、企業の特성에応じた方策、手順を確立して推進すること。

なお、この場合において、法定労働時間短縮状況を踏まえて週所定労働時間を短縮することはもとよりであるが、目標とする年間総労働時間を定め、各業界、各企業の特性に依じた取り組み易い項目から取り組むのも一方法であること。

ロ. 労働時間の短縮は下記3に述べる各種課題について総合的に対応する必要があるが、一気に実施することは困難であることを踏まえ、労働時間短縮推進計画を樹立するとともに毎年のスケジュールを確立し、着実かつ段階的に実施していくこと。

### (2) 週休2日制を実施するに当たっての基本的対応

イ. 週休2日制は、週に2回の休日を設定するだけでなく、加えて国民の祝日も休日とする完全週休2日制の実現が最終目標であるが、当面は、国民の祝日も含めて週に2回の休日を設定したり、あるいは4週に1回(4週5休制)の週休2日制から順次導入するなど、各企業の各部門、現場の状況に合わせて取り組むこと。

ロ. 時期によって繁閑が著しく、あるいは地域事情等により4週6休制等の定型的週休2日制の導入が困難な場合には、3カ月単位の変形労働時間制を活用し、「繁忙期は週休1日制とし、閑散期は月3回ないしは4回の週休2日制とする」など、繁閑や地域事情等に合わせて休日を設定すること。

また、全社一斉方式によることが困難な場合には、交替制による週休2日制を導入する等の工夫を講ずること。

### (3) 連続休暇の普及・拡充を図るに当たっての基本的対応

年次有給休暇を連続して取得する慣行の

形成に努めるとともに、特別休日の増加、「国民の祝日」の休日化、年次有給休暇の計画的付与制度の積極的活用、あるいはこれらの休日・休暇と週休日とを組み合わせる等の方法により、計画的に連続休暇を取得する慣行の定着を図ること。

なお、この場合において、年末・年始、ゴールデンウィーク及び夏季における既存の連続休暇の拡充を図る他、工事の完了時や切れ目においても新たに連続休暇を設けるなどの工夫を講ずること。

- (4) 年次有給休暇の取得率を向上させるに当たっての基本的対応

上記(3)による他、その年度に付与される年次有給休暇は原則として年度内に取得されるよう、年度当初に、個々の労働者の取得希望と業務との調整を図り、年間の取得計画を立てること。

なお、この場合において、個人別に年次有給休暇の付与日数、取得状況を明確にすることにより、取得計画の実効を期すこと。

- (5) 所定外労働時間を削減するに当たっての基本的対応

イ. 本来、時間外・休日労働は、臨時、緊急の場合に行うべきものであるという趣旨を徹底し、恒常的な時間外・休日労働を削減すること。

ロ. 時間外・休日労働に関する協定の締結に当たっては繁閑に合わせた時間を設定することとし、安易に臨時の業務などを予想して対象業務を拡大したり、極端に長い所定外労働時間が協定されたりすることのないよう業務区分や一定期間の限度時間の見直しを行うこと。

### 3. 労働時間短縮のために取り組むべき課題

建設業における労働時間短縮を推進するため、建設業を営む全ての業界（都道府県レベルの業界を含む。）及び企業は、その特性及び業種、規模、地域などの相違を踏まえ、役

割分担を明確にして次の課題に取り組むものとする。

- (1) 業界として取り組むべき課題（省略）
- (2) 建設業を営む全ての企業が取り組むべき課題

#### イ. 労働時間短縮推進体制の整備

労働時間短縮を推進するためには、労働時間の実態や作業体制等を把握し問題点を洗い出すことその他、ロ以下に示す課題に取り組むなど総合的対応が必要であることを踏まえ、担当責任者の配置、労働時間短縮委員会の設置など推進体制を整備するものとする。

なお、この場合において、委員会には店社だけでなく現場の責任者も加える必要があること。

#### ロ. 労使間のコンセンサスの形成

労働時間の短縮は、労働者の協力が必要不可欠であることを踏まえ、所得水準の維持、向上等労働条件、労働福祉の向上に配慮しつつ、労使間のコンセンサスの形成に努めるものとする。

#### ハ. 発注者の理解の促進及び受注条件の改善

労働時間は工期等の発注条件に大きく規定されることを踏まえ、発注者の理解の促進及び受注条件の改善に努めるものとする。

なお、受注条件を改善するためには営業力を強化することが不可欠である他、企画力や技術力を向上させるとともに、品質の高度化や工期の厳守などを期す必要があること。また、企業の営業部門は経営トップの明確な姿勢があって初めて発注者に対して交渉力が発揮できることにかんがみ、経営トップは労働時間の短縮に対する取り組み姿勢を明確にする必要があること。

#### ニ. 生産性向上対策の推進

労働時間短縮を推進するためには生産

性の向上が必要であることを踏まえ、機械設備や工程管理手法の改善、現場監督者及び一般従業員の能力向上等により生産性向上を図るものとする。

なお、建設業においては段取り能力などによって生産性が大きく左右されるため、とりわけ工程管理や施工管理に関する能力向上が重要であること。

#### ホ. 自主管理体制の確立

労働時間短縮を推進するためには、機械化、工程管理や人員配置の弾力化、さらには労働時間管理の合理化を積極的に進める自主管理基盤の充実を期す必要があることを踏まえ、施工責任範囲を明確にするとともに、施工体制を一層強化するものとする。

#### ヘ. 正確な工事計画の策定

建設業の労働時間を短縮するためには予定外の休日出勤や時間外労働を可能な限り削減する必要があることを踏まえ、天候による休業日等を織り込んだ正確な工事計画を策定するものとする。

#### ト. 関連企業の理解の促進

建設工事の現場は複数の企業が混在していることに加え、関連企業も多岐にわたり、1企業のみで労働時間短縮を推進することは困難であることを踏まえ、関連企業の理解の促進に努めるものとする。

### (3) 専門工事業者の労働時間を短縮するために総合工事業者が取り組むべき課題

#### イ. 発注条件の改善

専門工事業者の労働時間は総合工事業者の発注条件に大きく規定されることを踏まえ、総合工事業者は専門工事業者の労働時間短縮が円滑に推進されるよう発注条件について配慮するものとする。

#### ロ. 正確な工事計画の策定等

総合工事業者は、日曜日や現場全休日、天候等による想定休業日数を織り込んだ正確な工事計画を策定するとともに、無

理な工期での発注を避けるものとする。

また、受注後の工事計画の変更がないよう施主との打ち合わせや周辺住民との調整を専門工事業者への発注前に十分行い、工事計画の変更を可能な限り避けるものとし、止むを得ず工事計画の変更が生じた場合にもできる限り早くその内容を専門工事業者に伝えるものとする。

#### ハ. 専門工事業者の従業員の能力開発に対する支援

専門工事業者の労働時間短縮を推進するためには、その現場監督者、職長、一般従業員の能力向上や技術力向上を図る必要があることを踏まえ、総合工事業者として専門工事業者の労働者の能力開発について支援するものとする。

#### ニ. 専門工事業者の施工責任範囲の明確化

専門工事業者の労働時間短縮を推進するためには、その自主管理能力を強化する必要があることを踏まえ、総合工事業者は発注時に専門工事業者の施工責任範囲を明確にするものとする。





中川総合開発の一環

# 権現堂調節池及びその周辺整備事業

## 県北の新名所として登場

本格着工して5年、初期計画調査を開始してから10年、総事業費300億円の巨費を投じて建設の権現堂調節池が近く完成の運びとなった。完成を前に県はこの調節池南側水門寄りにシンボル施設として大噴水を完成させる一方、その周辺を親水リゾート公園として整備をも計画、それら一連の施設が完成の暁は一大コミュニティスペースを形成、一躍県北の新名所として脚光を浴びることになる。(W)

権現堂調節池は、昭和47年に中川総合開発が国庫補助事業として採択されたのを機に、当時の中川水系工事事務所が調査を開始したのである。中川流域は、昭和30年代から急速に都市化が進み、流域農地が宅地化されるにおよび極度に遊水機能が低下、降雨時における河川への流入量が増加し、治水安全上その対策が急務とされた。

本来、河川改修事業は、川幅の拡張を行って河道改修を図るものであるが、都市化が進むにつれ沿岸に人家等が密集するに及んで用地取得が困難となり、事業が容易に進展しないということから抜本的解決策として登場したのが、上流部に調節池を設け、下流に向け洪水調節の役割を持たせるという手法が考えられた。

権現堂調節池建設事業は、正にこうした考えの下に計画されたのである。さらに計画は洪水調節とともに水資源確保といういわば治水、利水の両面を担う多目的ダムとしての特長を持ち、早期完成がもたらされたのである。

### 事業の概要

権現堂調節池は、上述のとおり昭和47年に国庫補助事業として採択された中川総合開発の一環として、埼玉県、茨城県の共同事業で権現堂川を利用して治水、利水を目的とする多目的調節池を建設するものである。

計画の権現堂川は、利根川水系左支川の一級



完成した大噴水の景観  
(県ダム砂防課提供)

河川で、埼玉県幸手市、栗橋町及び茨城県五霞村に位置しており、河川延長は5.18km(利根川からの分岐点～中川への合流点)である。

この川は、河床に良質の砂を賦存したことから昭和30年代前半頃より川砂の採取が盛んに行われ、護岸堤防に被害を生ずる懸念さえ生じたところであって、この事業そのものは地域の再開発という大きな意味もあった。

こうした背景の下に昭和47年度に計画調査を

開始し、昭和52年に着工、工事は調節池工区（池の部分）、川妻工区（利根川との合流部）、行幸工区（中川との合流部）の3工区に大別して工事を進めた。

調節池工区では、遮水壁工、浚渫工、護岸工を順次施工、区間内に太平橋（延長76.5m、幅員16m）及び舟渡橋（延長74.9m、幅員10m）の2橋の架換を行った。

基幹施設である川妻給排水機場（利根川口）、行幸給排水機場（中川口）はともに近代工法を駆使して完成、管理事務所とともに全容を現わしている。本年度は、舟渡橋の上部工、一部護岸工の仕上げ及び周辺整備を行って平成3年度中に完工することになっている。

#### 施設等の概要

・施設等 総貯水容量4,113,000 $\text{m}^3$ 、湛水面積57ha、越流堤（堤長14.5m、堤頂長60

m）、行幸給排水機場（ポンプ5 $\text{m}^3/\text{S}$ ）、川妻給排水機場（ポンプ10.5 $\text{m}^3/\text{S}$ ）、コンクリートブロック護岸160,700 $\text{m}^2$ 、権現堂樋管291m。

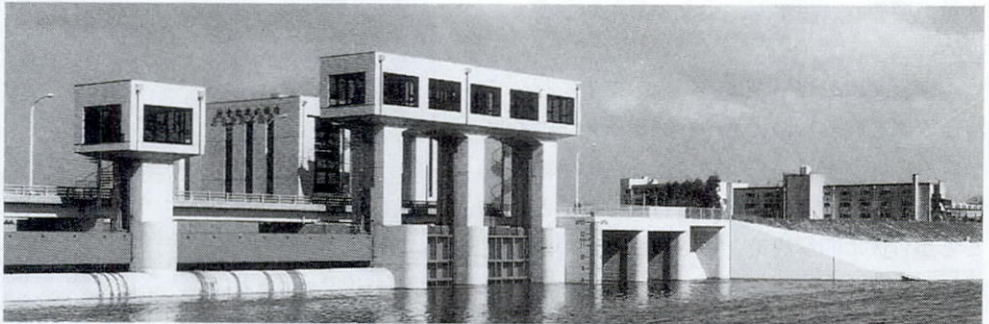
#### ・施設効果

(1) 洪水調節 調節池地点の計画洪水流量360 $\text{m}^3/\text{S}$ のうち120 $\text{m}^3/\text{S}$ を調節し、下流の被害を軽減する。

(2) 都市用水の新規開発 上水道用水0.07 $\text{m}^3/\text{S}$ （17,500人分）及び工業用水0.50 $\text{m}^3/\text{S}$ を新規に開発し、水需要に対応する。

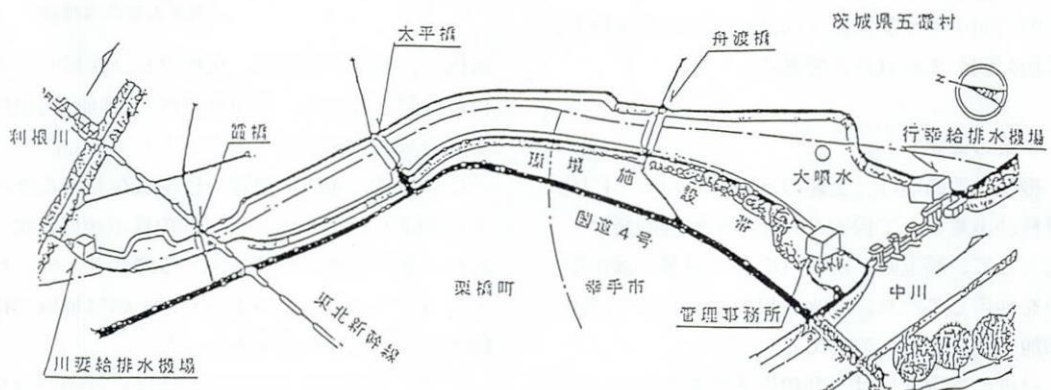
(3) 流水の正常な機能の維持と増進 中川の調節池下流に対して、流水の清潔の保持、塩害の防止等に必要な河川維持流量0.5 $\text{m}^3/\text{S}$ を同調節池の施設を利用し、利根川から補給する。また、既得の水利権を持つ上水道、工業用水道及び農業用水の必要流量を安定補給する。

(4) 宅地関連の雨水排水の一時貯留、隣接す



行幸給排水機場全景

権現堂調節池施設概図



る特定土地区画整理事業地域の雨水排水を受け入れ、低廉良質な住宅、宅地の供給に貢献する。

#### ・環境整備

(1) 国庫補助事業 階段護岸19箇所、バルコニー型護岸12箇所、緑化ブロック 1,600 m等を整備する。

(2) 県単独事業 水面上大噴水(噴上高 36.6 m)を設置するほか、遊歩道の整備及び植樹等を行う。

≫注≪ この大噴水は写真で見るとおり、基盤は浮場式で、基盤の上部は本県を象徴する5片の“曲玉”(白小鳩)をもって囲み、大噴水を中心に数条の中噴水、これを囲む小噴水の3

様の仕組みからなり、基盤の内部に照明装置を内蔵、シーズンには夜間照明をもって景観を飾ることになっている。

なお、この大噴水の竣工を機に近く「埼玉120年記念権現堂大噴水フェスティバル」(絵画、写真コンクール及び記念講演会など)を開催することになっている(日程は未定)。

なお、県(公園緑地課)では、別途計画で周辺を一大コミュニティスペースとして公園、スポーツレクリエーション施設の整備を計画、地元幸手市、栗橋町と協議を進めている。(W)

## 特集公共プロジェクト (2)

### わが国航空発祥の地のシンボル施設

# 所沢航空記念館(仮称)整備事業

県は、県営所沢航空記念公園内に52億円を投入、地域のシンボル施設として航空記念館(仮称)の建設を計画、平成4年度オープンを目指し本年度から本格着工した。仰々この所沢の地は、わが国航空発祥の地であって、これまで地元各界、航空関係者などから航空発祥の地にふさわしい施設の建設が望まれていた。完成の暁は、航空発達の歴史はもとより、航空機に係るすべてを展示し一般の参観に供することになるが、これらは科学、学術、研究各般にわたり貴重な存在として大いに期待されるものである。(W)

#### 計画策定の経緯

近年、社会構造の変化に伴い、人々の価値観は単なる形体的概念から物の質、つまり機能重視型へと大きく変化、従って人々のニーズも多様化し、その多くが生活機能の充実を求め、基盤の整備に当たっては、地域の独自性・主体性を高めるために地域の歴史や文化を守り育てていくことの重要性が認識されてきている。

建設地の所沢は、わが国の航空発祥の地として全国にその名を留めてきたが、80年におよぶ時代の経過と往時関係された人々の高齢化とともに、関連の貴重な航空関係資料の散逸が危ぶまれるまでに至っている。

このような状況の中で、地元各界及び航空関係者などから航空発祥の地にふさわしいシンボル施設の建設が強く求められていた。

そこで、計画策定に当たった県は、わが国の航空発祥の地である所沢の資質を活かしながら、航空機に関する歴史や、文化、技術に関する資料等を総合的に展示することにより、利用者の求める学習機能、レクリエーション機能及び娯楽性などを充足するとともに、豊かで特色ある文化的サービスを提供し得る地域のシンボル施設として整備することを基本方針に計画を進めた。

## 事業の内容

### (1) 建築規模等概要

名称・所沢航空記念館（仮称）

所在地・所沢市並木1丁目地内（県営所沢航空記念公園内）

敷地面積・約50.2ha

建築面積・約3,878.5㎡

延べ床面積・約5,260.7㎡

階数・地上3階

構造・鉄筋コンクリート造及び鉄骨造、幕構造

### (2) 展示計画

展示計画としては、実物航空機展示のほか、飛行原理の解説、科学技術の変遷展示、航空の歴史的発展過程の展示、宇宙科学技術の展示、シミュレーターなどの操縦擬似体験の場、航空機の構造詳解及び飛行場の仕組み、スカイスポーツの紹介、地域の変遷展示などを計画し、総体的に、航空と人間のかかわりあいを体験しながら理解できる施設として整備する。

### (3) 施設内容

- ・エントランスホール
- ・展示室  
実物機、複元機、レプリカ、航空エンジン、プロペラ、風洞実験装置、操縦シミュレーター、エアースポーツ機材、航空科学資料、歴史的資料、映像装置
- ・所沢メモリアルギャラリー
- ・データセンター
- ・研修室
- ・航空シアター
- ・カフェテリア（レストラン）
- ・スーベニアショップ（売店）
- ・管理事務室、機械室、その他

### (4) 事業期間

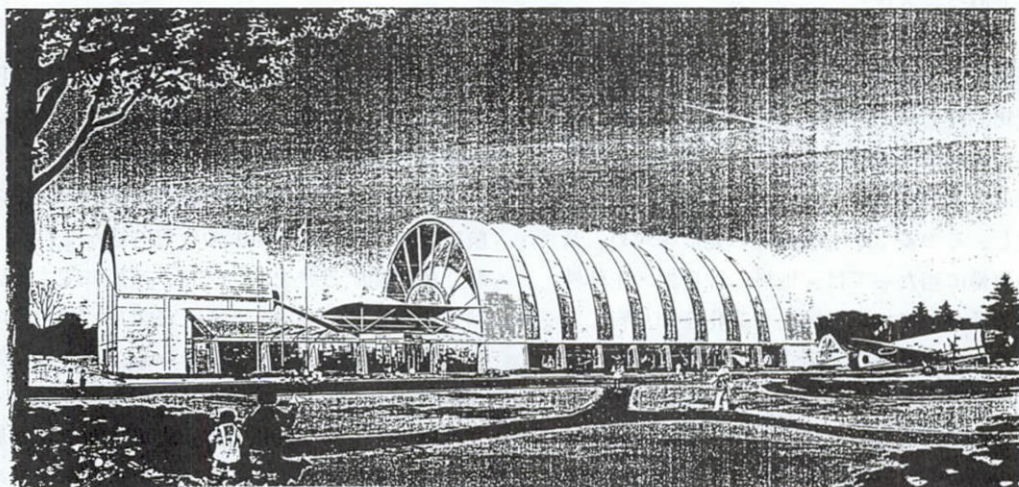
平成2年度～平成4年度

### (5) 予算額

建設総事業費 52億3,020万円

### (6) 事業主体

埼玉県



（仮）所沢航空記念館完成イメージ図

# 平成3年度建設省所管事業の執行について

## ——事務次官通達で明示——

建設省は、標記に関する事務次官通達にて各地方建設局をはじめ関係公団、事業団、各都道府県に対し主旨の周知徹底を求めると同時に都道府県に対しては、管下市町村に対しても周知方を要請している。本県においては当建産連に対し傘下の会員団体に内容の周知方依頼があった。本通達そのものは公共事業執行に伴う行政指導であるが、一面建設業界に深い係わりをも含んでいることから、建設業者団体に対しても「公共事業の円滑かつ適正な執行に協力」が求められたものである。以下、同通達の主文を列記し、県の要請に応えることにした。(W)

### 通達主文

#### 1. 公共事業等の施行方針

平成3年度予算においては、生活関連重点化枠、財政投融資資金の活用等により公共事業費の確保・拡大が図られたところであるが、今年度の建設省所管事業の執行に当たっては、上半期においては景気等の動向に応じて適切な運用を図ることとし、引き続き、工事の発注を計画的に行うことにより、事業の平準化に一層配慮しつつ、その円滑な実施に努められたい。

なお、災害復旧及び積雪寒冷地関係の事業については、その早期実施に努められたい。

なお、積雪寒冷地においては、通年施工の推進にも配慮されたい。

#### 2. 中小建設業者等の受注機会の確保

中小建設業者（建設業者であって、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1号に該当するものをいう。以下同じ。）に対する受注機会の確保を図るため、次の事項に留意されたい。

また、中堅建設業者（資本金20億円未満であって、中小建設業者に該当しないものをいう。）の受注機会の確保についても十分配慮されたい。

イ. 発注標準を遵守し、契約予定金額に対応

する等級より上位の建設業者を選定することは、極力避けること。

なお、優良な工事成績を上げた中小建設業者に対しては、施工能力に相応した範囲内で上位の等級に属する工事に指名する等積極的に受注機会の確保を図ること。

- ロ. 工事の性質又は種別、建設労働者の確保、建設資材の調達等を考慮した上、地元建設業者、専門工事業者等の中小建設業者を活用して円滑かつ効率的な施工が期待できる工事については、極力分割発注すること。
- ハ. 共同企業体制度の趣旨に十分配慮しつつ、経常建設共同企業体の適正な活用を図ること。

#### 3. 適正かつ円滑な事業の実施

適正かつ円滑な事業の実施を確保するため、次の事項に留意されたい。

- イ. 公共事業施行対策地方協議会を一層活用する等により、建設労働力、建設資材及び用地の各面にわたり、需給・価格の動向に細心の配慮を行うこと。
- ロ. 建設資材等の設計単価については、施工地域の実態に即した実勢単価の把握に努め、適正な単価とすること。

なお、予定価格については、工事の施工条件等を十分考慮して積算し、その結果を尊重して適正に決定するとともに、厳正な

管理に努めること。

また、工事の施工条件については、工事が円滑に実施されるよう設計図書の中に明示するとともに、明示された条件に変更が生じた場合は設計変更等適切に対応するよう努めること。特に、建設残土、建設廃棄物の処理条件については十分考慮すること。

ハ、工期、工程については、労働基準法施行令の改正に伴う法定労働時間の短縮を踏まえつつ、建設労働者の健康保持・災害防止の観点から建設労働者の休日日数、降雨日、出水期等における作業不能日数等を見込んで、適正なものとする。また工事の円滑な施行を確保するため、建設労働力・建設資材の需給動向を十分考慮して、請負業者において建設労働者の確保、建設資材の調達等事前の準備に必要な期間を見込んだ工期を設定するよう配慮すること。

ニ、各発注機関は、積算に関し、緊密な連絡を行う等、相互に密接な連携を図ることにより、積算の適正化をより一層推進し、適正な予定価格の設定に努めること。

ホ、設計業務に係る標準設計等の活用及び設計、現場技術業務等の外部委託の活用を図るとともに、工事の種類、現場条件等を考慮しつつ、概算数量発注の活用を図ること。

ヘ、（省略）

ト、（省略）

チ、退職金共済制度への加入状況等労働福祉の状況を考慮するとともに、不正又は不誠実な行為の有無、経営状況、技術的適性、地理的条件等に十分留意し、適正に行うこと。

なお、指名を受けた者が、入札の参加を希望しない場合には、手続のあらゆる段階において、入札辞退の自由を確保することはもとより、これを理由として以後の指名に不利益な取扱いをすることのないよう十分留意すること。

リ、共同企業体制度の運用に当たっては、

「共同企業体の在り方について」（昭和62年8月17日付け建設省経振発第59号事務次官通達）の趣旨に沿い、その適正な活用を図ること。

ヌ、入札参加者に対し、入札の公正・公平を害するおそれのある行為を行わないよう注意を喚起すること。

ル、適正かつ効率的な建設生産を確保するため、請負業者に対し、適正な契約の締結、適正な施工体制の確立及び建設労働者の雇用条件等の改善等「建設産業における生産システム合理化指針」（平成3年2月5日付け建設省経構発第2号建設経済局長通達）の趣旨の徹底を図るとともに、資材納入業者との適正な取引関係の維持に努めるよう指導すること。

また、「建設工事の適正な施工の確保について」（昭和60年4月26日付け建設省公発第12号建設事務次官通達）の趣旨に沿って請負業者を指導するなど適切な対応を行うこと。

ヲ、建設労働力の需給動向に十分注意し、必要な建設労働者の確保に遺漏なきを期すこと並びに労働災害の防止、適正な賃金の確保、退職金制度及び各種保険制度への加入等労働福祉の改善に努めることについて、請負業者を指導すること。

ワ、施工に当たっては、特に地域住民等の安全を確保するため、あらゆる機会を通じて請負業者に対し、関係技術基準等の遵守及びその趣旨の一層の徹底を図ること。

※注※ 文中の「省略」及び太字での表記は筆者が行う。



## 『水と緑の豊かな活力ある 人間尊重の都市』をめざして



蓮田市長 石川 勝夫

県内38番目の市として誕生した蓮田市は、来年、市制20周年を迎えます。市制施行当時は人口3万5千人ほどのミニ市でしたが、現在は6万人余り、そして平成7年には6万8千人を予定し、首都圏の都市へと変貌しつつあります。

まちなかをご案内いたしましょう。

市内を南北に走るのがJR宇都宮線。唯一の駅、蓮田駅は市内はもとより、隣接の伊奈町からの利用者もあって年間770万人(平成元年)を超える人が乗車しています。数年前から電車の本数が増え、通勤・通学の人、そして買い物の人足の便がよくなりました。

駅東西両口の駅前広場はともに整備事業が進行中で、東側は暫定整備の状態本格的な広場造成は今後になりますが、西口は再開発事業が進められています。「蓮田市の顔」ともなる場所だけに、完成すると魅力いっぱいの地区になります。特に西口の再開発は2haの区域で事業が進行中で、再開発ビルの建設、広場の整備拡張、バス停、タクシー乗降場の整備などを実施します。再開発ビル内にはコミュニティ施設ができますから、商業的にも文化的にも市民生活の拠点になるでしょう。

### ○区画整理事業で快適で行動しやすい街へ

駅東口から徒歩で7、8分の場所で区画整理事業が進んでいます。馬込下蓮田土地区画整理事業といい、面積は約106haあります。市街地を含む区画整理事業ですが、関係者のご協力をいただいて進捗率は約90%になりました。道路網が整備し、公園が配置された同地区に9,600人の市民が生活することになります。

区画整理事業は黒浜地区(33ha)でも進行中

です。整備のすんだ場所には新しい住宅が建てられて街の姿ができています。都市化にともなってスプロール化が進みつつあった地区でしたが、快適な住宅街に生まれ変わろうとしています。

### ○自然を市民生活の一部に

市街地をぬけて静かな場所に移動しましょう。蓮田市の市境の大部分が河川によっています。綾瀬川に元荒川。水田地帯には見沼代用水が流れています。元荒川には桜並木があって、桜の季節ともなると、堤には家族、知人のグループが繰り出して賑わいます。水辺への関心が高まって今年の春には灯籠流しも行われました。

県の自然環境保全地域で「埼玉の自然百選」にも選ばれた黒浜沼、また、山ノ神沼も蓮田市を特徴づけるところです。計画では、沼周辺を整備して市民の憩いの空間をつくり、公園化を検討しています。

水と緑につつまれた快適でさわやかな居住環境を維持し、生活圏域ごとにそれぞれ特色をもつまちづくりが進められます。これが総体として蓮田市の特徴をもたせるまちづくりにつながるものと考えます。

### ○総合体育館の建設で人の輪を広げたい

蓮田市の公共施設はこれからというものがたくさんあります。総合体育館、市民会館、図書館、児童施設など。特に、現在、たくさんの方が一堂に会せる施設がないため、学校の体育館を使用して市全体規模のスポーツ大会や文化面のイベントなどを開催することが度々あります。でも、まちの規模が徐々に大きくなって学校の

体育館では収容能力からも設備面からも限界があります。市民の皆さんからは大規模の集会機能を持つ施設の建設を望む声が数年前から寄せられるようになりました。

そこで市は、たくさんの人が集えて、しかもスポーツの場要求にも応えられる市民総合体育館の建設を計画し、仕事を進めています。スポーツや各種の催しに市民の皆さんに積極的に参加していただき、地域での交流を深め、温かなふれあいに支えられた地域社会を形成したいと思えます。

#### ○将来都市像実現へ基本目標

昭和61年度にスタートした第二次総合振興計画は、市の将来像を「水と緑の豊かな活力ある人間尊重の都市」と定め、これまで説明しましたほかにも各分野で事業を推進しています。

#### ☆表情豊かな個性ある行動のまち

—都市基盤の整備—

- ・駅前再開発
- ・駅周辺整備
- ・区画整理と地区計画
- ・幹線道路整備
- ・河川整備
- ・公園緑地整備
- ・都市交通体系の確立

#### ☆自然と調和したたずまいをもつまち

—居住環境の改善—

- ・緑地保全
- ・池沼保全
- ・防災安全対策
- ・公害対策
- ・交通安全対策
- ・上下水道の整備
- ・農業集落地区等の整備
- ・ゴミ廃棄物対策
- ・環境衛生の促進

#### ☆心と心のかよう夢わくあしたをつくるまち

—コミュニティ・文化・教育施設の充実—

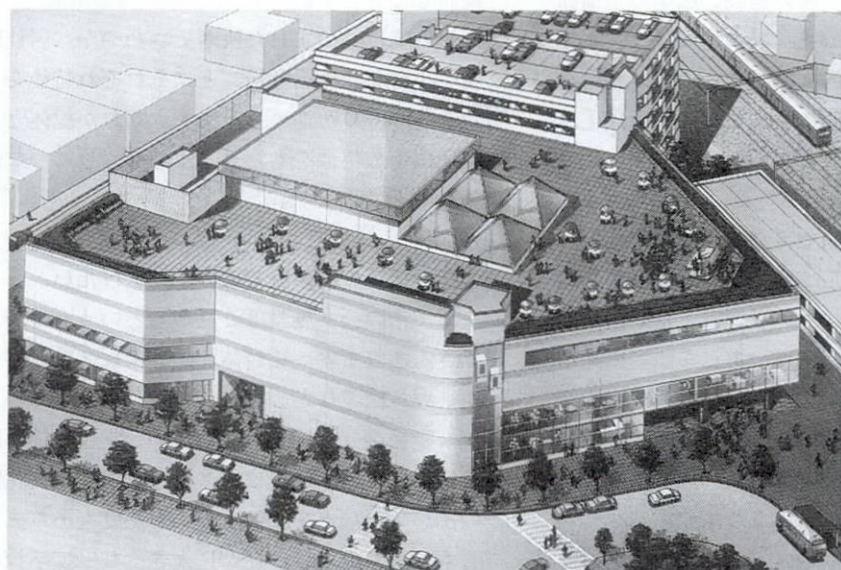
- ・コミュニティ育成
- ・文化行政の推進
- ・社会教育の充実
- ・学校教育の充実

#### ☆健康で生きがいと活力にあふれるまち

—福祉・産業振興対策—

- ・社会福祉の充実
- ・高齢者対策
- ・保健医療の充実
- ・保健年金の充実
- ・農業振興
- ・商業振興
- ・工業振興

蓮田市は宅地開発と人口増が進行し、成長発展を続ける青年期の都市です。21世紀へと向かうこれからの時期は、蓮田市の自立的成長と個性形成をめざしたまちづくりが求められていますが、市は市民の皆さんと一体になって、誇れるまち、住んでみたいまち、住んでよかったといえるまちをめざしていきます。



整備後の完成予想図  
蓮田駅西口再開発事業



## “豊かさと安らぎに満ちた文化都市” を目指して



坂戸市長 宮崎 雅好

今回の「坂戸市総合振興計画」は、平成13年の坂戸市の目標とする姿を描き、その実現に至るまでの計画を定めたもので、本市の都市づくりの指針となるものです。

策定にあたっては、これまでの成果を整理したうえで、今後予想される社会経済や環境の変化を考慮し、行政分野別に課題を整理しています。

また、21世紀に向けた坂戸市のまちづくりは、成長段階から成熟した都市に向けての都市づくりを進めることが重要であると考えられます。そのため、将来都市像は、前回の総合振興計画に示された「豊かさと安らぎに満ちた文化都市」を受け継ぎ、その実現を目指しています。

### “坂戸市の将来都市像”

「豊かさと安らぎに満ちた文化都市」を目指す

本市の将来都市像は、新しい時代を展望し、市民一人ひとりが希望と誇りを持って暮らせるよりよいまちをつくりあげるため、市民憲章を基本とした理念にもとづき定めたものであります。

#### 将来都市像実現のための6項目の基本方針

##### 1. 都市基盤の整備

— 自然と調和した都市を築く —

埼玉県西部の拠点都市にふさわしい都市機能を備え、魅力的で個性とゆとりある市街地の形成に努めるとともに、首都圏中央連絡自動車道の建設を促進し、交通の円滑化を図るため幹線道路と生活道路の整備を行って、道路網の形成に努める。

### はじめに

本市は、埼玉県のはぼ中央部に位置し、地勢は概ね平坦で、秩父山系から流れる高麗川が南西から東へ流れ、北部で越辺川と合流して、さらに入間川から荒川へと注いでおります。また、江戸時代から日光へ至る街道の宿場町として栄えてきました。

最近においては、都心から45km圏にあって昭和40年代から都市基盤と公共施設の整備が進み、人口の流入が顕著となり、昭和50年代前半には人口の伸び率が全国の市中一位を記録した。昭和51年9月には、埼玉県で39番目、全国で644番目として市制を施行し、本年9月で15周年となり、県西部地域の中核都市として発展しているまちであります。

### 第4次・総合振興計画を策定

本市は、昭和58年に「坂戸市総合振興計画」を策定し、「豊かさと安らぎに満ちた文化都市」を目指して、総合的、計画的な都市づくりを進めてきました。

しかし、近年、市を取り巻く社会経済情勢に著しい変容が生じ、計画の前提となる人口等の諸条件が大きく変化しています。また、高齢化・国際化・情報化等の進展、市民生活の質的变化と文化やアメニティへのニーズの高まり、市民意識や価値観の多様化等により、市民の行政需要は増大し、市が取り組むべき新たな課題が生じてきています。

これらの課題に対応し、市民一人ひとりが希望と誇りをもって暮らせるよりよいまちをつくりあげるためには、その指針となる新たな長期計画が必要です。

また、市の北西部の坂戸入西地区には、住宅・都市整備公団により、複合多機能型ニュータウンの建設を行い、その玄関口となる北坂戸駅西口の駅前広場整備を行って、質の高いゆとりある都市環境を創造してゆく。

## 2. 生活環境の整備

—健康で安全な住みよい環境をつくるための施策—

住宅・都市整備公団が施行する坂戸入西特定土地区画整備事業の区域内に、ゴミ焼却施設を建設し、地球的規模であるゴミ問題に対応する。また、一般廃棄物最終処分場も建設工事に着手し、市民が快適な生活が営めるよう環境衛生の一層の充実を図ってゆく。

また、交通安全や公害防止等にも積極的に取り組み、市民が安心して暮らせるまちづくりを行ってゆく。

## 3. 教育文化の向上

—生涯学習による豊かな文化を創造するための施策—

生涯における学習の必要性を考慮し、市民会議を核として学習機運の醸成を図り、高齢化の進展や余暇時間の増大に伴う学習意欲の高まりに応え、教育・文化環境の整備を推進する。

21世紀の坂戸市を担う青少年の個性と能力を伸ばし、調和のとれた豊かな人間を育てていくため、学校教育の充実とスポーツの振興にも力を注ぎ、個性豊かな文化の香り高いまちづくりを目指す。また、市民文化創造の核となる文化施設を北坂戸駅東口に建設するとともに美術館の整備構想を進めてゆく。

## 4. 市民福祉の充実

—ふれあいと安らぎのある社会をつくるための施策—

近い将来高齢化社会への移行が確実であることから、市民が健康で生きがいのある生活を生涯送れる地域づくりを目指し、きめ細かな福祉施策を展開してゆく。

昨年4月には、医師会の協力を得て坂戸市休日急患診療所を開設し、休日における急病患者に対する適切な処置を行い、地域における救急医療体制の向上に努めてゆく。また、本年7月には、新たに（仮称）埼玉県坂戸保健所が業務を開始する予定となり、更にきめ細かい市民福祉のサービスに努めてゆく。

## 5. 産業の振興

—魅力と活力ある産業を興すための施策—

昭和40年代から始まった急速な人口の流入と都市化の進展は、農業を基幹産業として発展してきた本市の産業構造に大きな変化をもたらしてきた。農業は都市化の影響を強く受け、従来の稲作中心から都市近郊農業への転換を進めており、商工業は首都圏外郊の交通拠点としての重要性から、今後の大きな発展が期待されている。

また、豊かで活気あるまちを実現するため、立地条件を生かしながらバランスのとれた産業の振興を図ってゆく。

## 6. 計画の推進

—信頼と協力による市政を進める—

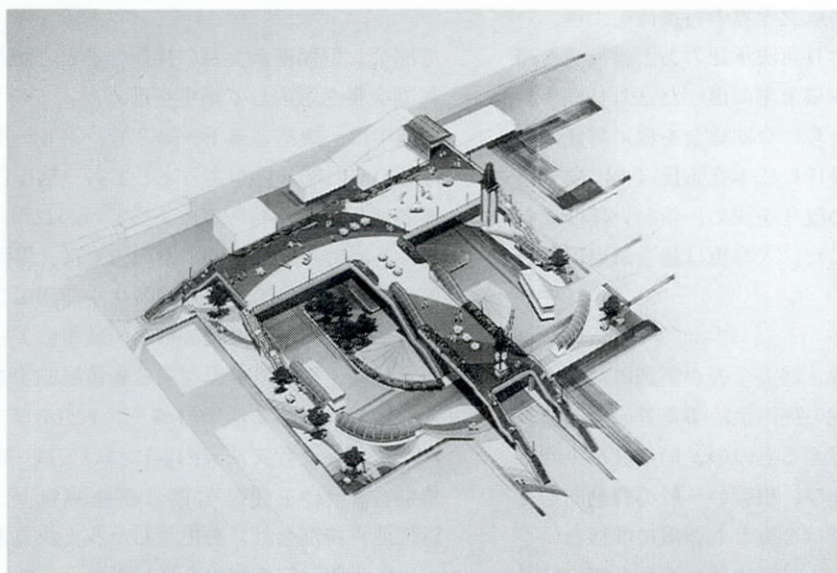
国際化社会がより進展する中で、姉妹都市である米国ドーサン市の相互交流を積極的に推進する。また、本年は新たに坂戸市出身で製紙王といわれた大川平三郎翁ゆかりの地であるサハリンとの交流についても、調査・研究に努めてゆく。

街づくりに欠くことのできない市民参加や限られた財源の中で計画的・効率的な財政運営を推進し、また、市民の生活圏・行動圏の拡大等に対応して近隣市町との連携を図り、広域ネッ

トワークの形成に努めてゆく。

#### おわりに

以上述べてきた基本方針をもとに、21世紀に向けた都市づくりを進めていきたい。そのためには、住民とのコンセンサスが必要であり、タックスペイヤー的視点に立って、厳しい経営理念とコスト意識を導入し、効率的運営に努めることが肝要であると思う。今後共、豊かな街づくりを目指して努力してゆく所存であります。



北坂戸駅西口駅前広場整備鳥瞰図

# 事業報告

## 平成3年度通常総会

### 体制を再構築

### 魅力ある産業を目指しスタート

当連合会は、6月3日建産連会館センター2階第1会議室において平成3年度（第12回）通常総会を開催し、①平成2年度事業報告及び一般・特別の各収支決算②平成3年度事業計画及び一般・特別の各収支予算の各案件を上程、いずれも原案のとおり可決承認のあと、役員補欠選任を行って本稿末尾に掲げたとおり理事、評議員を選出、さらに今期総会を機に辞任の小山正夫副会長の後任に松本孔志氏（社 埼玉県造園業協会会長）の就任を決め、新しい年度に向かってスタートした。（写真は総会議場風景）

（W）

今次通常総会は、経済全般が堅調に推移する中、これまで好況の住宅供給事業等の一部建設需要にかけりが見えるものの、前年度を上回る公共事業予算の伸び、根強い一般消費動向を支えに民間設備投資は今後とも強気に推移という見通しの両面から、当面事態はこれまでの好況が持続されるという期待の下に開かれた。

だが、側面的には顕在化する人手不足と、それによる賃金の上昇、値上げムードにある基礎資材の価格動向も懸念材料となっているなど、建設産業界を巡る経営環境は必ずしも楽観し得ない情勢にある。一方、業界においては労働条件の改善、労働福祉対策の充実等々一連の構造改善が課題となっている。こうした事態を背景に新たに策定の平成3年度事業計画には、従来にも増す効果的施策の展開が求められているのである（一部斎藤会長挨拶を引用）。

#### 議事経過概要

会議は定刻の午後2時、長島専務理事の司会



で開会、冒頭斎藤会長の挨拶のあと、議長に島村副会長を選出して議事を進めた。

議事は、議案の第1～第3号、第4～第6号はそれぞれ関連性があるとして各一括上程、提案説明は加藤常務理事によって行われた。

はじめの平成2年度事業報告では、冒頭に業界を取り巻く諸情勢から国際化を前面にした日米構造協議、中東に起った湾岸戦争によって生じた波紋、後段に業界を巡る施策展開等を報告書に纏めた各事業活動のポイントをあげて説明。次いで行った収支決算内容については一般会計、特別会計（埼玉建設労働者研修福祉センター管理運営特別会計）を提示した収支決算書に基づいて説明、監査報告を受けたあと一括質疑採決の結果、いずれも原案をもって承認に決した。

続いて上程の平成3年度事業計画並びに一般・特別各会計収支予算の各案件について説明を行った。

まず、平成3年度事業計画では、冒頭に現下の経済動向を分析、建設需要は当分現在の景況を維持、安定的に推移するものと見たうえ、当面の課題、雇用対策、労働環境改善などをあげ、対する事業展開は前年度事業項目を柱にそれぞれ実施目標を掲げた。

#### 1. 調査研究事業

労働条件改善のため諸方策の調査研究及び建設産業及び関連業への入職促進のためのPR活動及び研究。

2. 研修事業

会員団体構成員の資質の向上を図るために講演会、研修会の開催、文化施設等の視察、見学会の実施。

3. 経営合理化事業

構造改善を推進するため、「建設産業における生産システム合理化指針」の周知を図るための説明会の開催。総合工事業、専門工事業間の合理的なルールづくりのための協議会設置の検討を行う。会員団体、関係団体との共催による経営講習会、研修会の実施。

4. 情報の収集、提供

関係機関、団体と連携し諸情報を収集し、随時会員団体に提供する。

5. 建議、陳情活動

6. 連絡調整事業

関係機関、団体と協調を図るための相互交流

7. 啓発宣伝事業

機関誌「建産連ニュース」の発行、「埼玉の建設産業」ポスター・絵画コンクール等前年度事業を引続いて実施

8. 建産連会館及びセンターの管理運営

9. 全国建産連との協調

以上は、各委員会活動の中において実施に移すことになる。

平成3年度一般会計予算は、まず収入の部では会費収入を柱に補助金、助成金等の諸収入をもって当て、一方、支出の部では運営経費のほか前記事業計画を実施するための所要経費を計上、合計額は収支均衡の1億2,332万6千円、対前年度比約1%の増となっている。

また特別会計は、センターの管理運営（受託事業）に伴う諸経費収支を明確にするために設定したもので、収入の主流は事業収入（会議室、研究室等の貸付収入）で、収支バランスをとるための一般会計からの繰入金充当などで編成、一方、支出は維持管理費が中心、当年度は諸設備の修繕費、清掃・設備機器保守のための委託費増を見込んで編成した結果、予算

合計は2,517万3千円、対前年度比約5.5%増となっている。

以上説明ののち質疑、一括採決の結果いずれも原案のとおり承認に決した。

引き続き役員補欠選任を行った。選任に当たっては、前任者所属団体よりそれぞれ後任候補の推薦をもってし、下記のとおり決定。なお、副会長小山正夫氏の辞任に伴う後任人事については松本孔志氏（埼玉県造園業協会会長）を推し、全員の賛同を得て副会長への就任を決めた。

補欠選任による新役員名簿 順不同

役職名	所属団体名	新選任者名 (辞任者名)
副会長	(社) 埼玉県造園業協会	松本 孔志
	(社) 埼玉県測量設計業協会	(小山 正夫)
理事	(社) 埼玉県建設業協会	神戸 清二 (松江 果)
	(社) 埼玉県測量設計業協会	柿沼 國治 (小山 正夫)
	埼玉県電気工事工業組合	大曾根正男 (末山 清)
	埼玉県総合建設業協同組合	松江 果 (神戸 清二)
評議員	埼玉県電気工事工業組合	森田 公雄 (龍島 一久)
	(社) 全国電話設備協会埼玉県支部	首代恭二郎 (宮尾 好喜)

### 来賓を囲んで懇親パーティ開催

議事終了後、席をセンター3階大ホールに移し、来賓を迎え懇親会を開催した。

迎えた来賓は、建設省建設経済局長、同局幹部、関東地方建設局長ら、県関係では知事をはじめ関係部局幹部及び関係公社、関係機関、団体では建設業振興基金、建設業退職金共済組合、東日本建設業保証㈱、金融機関、報道関係各社の各面々。

はじめに挨拶に立った斎藤会長は、平成3年度通常総会がとどろりなく終了、新しい事業計画を掲げてスタートした旨告げたのち、業界を取り巻く諸情勢と当面取り組むべき課題等所信を含めて、次のごとく述べた。

— 憂慮された中東湾岸戦争も短期間に終息したものの、戦後処理はなお後を引きわが国をも巻き込む国際間の大きな試練となっている。また、わが国建設市場の開放を狙いとした日米構造協議も、向う10年間公共投資430兆円をもってするという合意の成立は、業界にとって新たな期待をもって迎えられた。

一方、建設業界を取り巻く景況は、一般が好況を持続する中で、一部住宅関連に先行き不透明さを懸念する声もあるが、公共事業予算の前年度を上回る伸びと、根強い民間設備投資を支えにここ当分景気は順調に推移することが考えられる。

しかしながら深刻さを増す建設労働力不足は業界にとって切実なものであり、就業環境の改善等の雇用確保対策は各企業の大きな課題として真剣に取り組んでいるところであるが、いかんせん建設産業界はいずれも受注産業という特性から、労務管理をはじめ従事者の処遇の改善には発注者側の理解に負うところが大き、発注の平準化、設計積算の適正化、適正工期の設定が絶対要件で、特に公共事業においては関係当局の格別な配慮を願うはかない。

こうした事態を背景に当建産連が取り組むべき当面の課題は、先に建設省が示された「建設産業における生産システム合理化指針」の普及、



祝辞に立つ畑知事▲

### ▼建設経済局長メッセージ披露の林課長補佐



徹底であり、そのため最善の努力をいたす考えである。

県におかれては、この4月の人事異動で建設業構造改善事業を専担する副参事の職を設けられたが、私共業界にとっては業行政の窓口の開設と受けとめ期待すると共に、今後の業界活動に力添えを願いたい — と要請した。

祝辞に立った畑知事は、業界に問題を提起して、次のごとく述べられた。

「埼玉県は今日人口640万を擁する大県として飛躍発展の途上にあり、県としては政策の中心を社会基盤整備に置いて、あらゆる施策を展開し、県民が共に「豊かさを実感し得る社会」の建設に総力をあげていく」と施策推進の基本姿勢を明かにした上、ユーアンドアイプラン

をはじめいくつかのプロジェクトを具体的に挙げ、その実現に強い意欲を示した。

次いで、最近わが国産業界なかんづく建設に携わる各業界における人手不足の問題をとりあげ、殊に業界の若者離れは、将来の社会資本整備に大きな支障をきたすものとして懸念を表明、労働環境の改善を図り生産性の向上に一層の努力すべきことを示唆、それがための対策に対しては支援を惜しまない——と関心のほどを示した。

続いて建設省建設経済局長の祝辞を受けた。

鈴木局長は、代理として出席の林伊佐男同局建設業課課長補佐にメッセージを託し、当建産連に対して激励の言葉を寄せた。

(鈴木局長挨拶の要旨)

昭和54年4月の発足以来、一貫して建産連活動における全国のリーダー的存在として積極的に事業展開を図り、わが国建設産業の発展と社会的地位の向上に大きく貢献した——として、当建産連の足跡を評価。

次いで、当面するわが国経済の動向を述べ、平成3年度の建設投資は86兆円を超えるとの見通しを述べ、21世紀へ向け建設産業の果すべき役割はますます重要度を増すとしたうえ、大きく変動する今日の労働情勢に触れ、これからは熟練技能工を始めとする建設労働者不足等の国内問題に併せ、外国企業の参入による国際化の進展等、建設業を取り巻く環境は大きく変動しており、これらに的確に対処するための努力が必要である——と業界の自助努力の必要性が強調された。

次いで、建設省が取り組む各般にわたる業行政上の諸施策をあげ、「技術と経営に優れた企業が成長し得るような条件整備を進める」という行政側の姿勢を示す一方、先に同省が策定した「建設産業における生産システムの合理化指針」に掲げた課題に取り組むには、業種間の問題が絡んでおり、こうしたかかわりからも建設業に関連した業界団体を網羅した建産連の果すべき役割は大きく、今後一層の主体的かつ機動的な活動に期待を寄せる——と結ばれた。



乾杯の音頭で立つ石田県土木部長

的な活動に期待を寄せる——と結ばれた。

祝辞を終って、来賓の紹介、祝電の披露があって祝宴に移り、石田県土木部長の音頭で乾杯を唱和したのちなごやかに歓談に入った。



### 事業計画概要

(社) 埼玉県建設業協会

わが国の経済は、公共投資の伸展と相俟って民間設備投資を中心として過去最も長期に亘った「いざなぎ景気」に迫る好調さを持続している。

しかし、中東湾岸戦争及びその後の後遺症は、世界の政治・経済に大きな影響を及ぼしつつあり、これまで順調に推移してきたわが国の経済は一つの屈折点を迎えることになると考えられる。

21世紀の高齢化社会の到来が目前に迫っていることを考えれば、真に豊かさを実感できる住宅・社会資本の整備は、経済的余力のある今こそ喫緊の課題として取り組まなければならない。

さきに、平成3年度を初年度とする430兆円の公共投資10カ年計画が策定されたが、このことは、今後冷え込む住宅建設や鈍化する設備投資の伸びを考えると、建設業界としても大いに歓迎すべきことといえよう。

また、本年度も本会が、事業計画の上位に掲げた「ゼロ国債等の大幅な活用による公共工事の施工の平準化」は、単に公共工事の端境期対策に止まらず、安定的な雇用の確保、労働条件の改善及び企業体質の改善等建設業界が抱えている多くの問題解決の突破口となるものであり、その拡大と実現を目指して継続的に運動を推進していかなければならない。

また、焦眉の急務となっている若者の確保・育成問題は、各経営者が生き残っていくためには、さらに真剣に取り組まなければならない基本的な問題である。

そして、公共工事の適正積算及び適正工期の確保、週休二日制の励行及び建設業イメージアップ活動の推進等は、この問題を解決するための鍵である。

本会としては、活力と魅力に溢れた建設産業とするため、500有余の会員の団結をさらに強

化して、決意を新たに以下の諸問題の解決に取り込む必要がある。

1. 建設工事量の継続的拡大
2. ゼロ国債等の大幅活用による施工平準化の推進
3. 若年建設従事者等確保対策の推進
4. 公共工事適正積算及び適正工期の確保
5. 週休二日制及び月給制導入等労働条件の改善
6. 建設業イメージアップ活動の推進
7. 建設業構造改善事業の推進
8. 残土及び建設廃棄物処理対策の早期確立推進
9. 建設労働対策の推進

### 事業計画の骨子

(社) 埼玉県電業協会

電設業界として、本年度は更に一層の公共事業の拡大、工事の平準化、適正な積算等を関係方面に強く訴えると共に、特に若年労働者確保対策を行政機関等の協力を得ながら推進すると共に若者に魅力ある産業としての労働環境の整備を図る。

また、技術の一層の向上に努め、住宅、社会資本整備の担い手としての責務と役割を果すため下記の事業を推進する。

1. 組織の一層の強化と支部活動の充実
2. 優良従業員の表彰
3. 労働安全衛生管理の推進と安全パトロールの実施
4. 技術講習会の開催、資格取得特別講習会への協力、新資材及び技術の研究
5. 若年労働者確保対策の推進
6. 関係業界との情報交換
7. 機関紙の定期発行
8. 会員に対する諸情報の提供
9. 国、県その他関係諸団体に対する協力



## 事業実施計画の骨子

### 埼玉県鉄構業協同組合

1. ㈪ 全国鉄構工業連合会との連携強化
2. ㈪ 埼玉県建設産業団体連合会との連携強化
3. 関連団体との情報交換
4. 組合事業委員会の活動計画

#### (1) 市場委員会

- イ) 物件報告及び決定通知制度の確立
- ロ) 組合共済事業への全員参加の推進
- ハ) 協力会との協調を図り、組合員との連携強化
- ニ) 団体共済保険加入を推進
- ホ) 高速道路通行料金別納制度の実施

#### (2) 技術委員会

- イ) 認定工場の技術向上と協体制度の確立
- ロ) 検査制度の推進
- ハ) 技術研修会、講習会を開催し技術向上に努める
- ニ) 認定工場に関する技術パトロールの実施(6月)
- ホ) CAD/CAM 技術講習会開催(9月)
- ヘ) JASS 6 改定による技術講習会開催(10月)
- ト) 溶接ロボット技術講習会開催(4年2月)

#### (3) 労務委員会

- イ) 作業環境の整備促進を図り、労働安全化に万全を期す
- ロ) 労働時間の短縮及び隔週休2日制の導入を図る
- ハ) 雇用対策を積極的に展開し、従業員の定着化と新規就業者の確保に努める
- ニ) 組合員企業永年勤続従業員表彰を行う(10月18日)
- ホ) ホイスト式クレーン特例講習会(6月)
- ヘ) 玉掛技術講習会(10月)
- ト) 移動式クレーン特例講習会(11月)

#### (4) 広報委員会

- イ) 組合創設15周年記念式典を開催(10月18日)
- ロ) 組合広報紙“けやき”の充実を図る
- ハ) 関連団体及び市町村への組合PRに努める

#### (5) 組合支部会活動

- 県東、県西、県南、県北、県中央支部の5支部の活動推進と充実を図る

## 事業計画概要

### 埼玉県電気工事工業組合

組合活動を更に活性化するため未加入者の組合加入促進、埼玉県委託事業、試験センター委託事業の継続推進。SECセンター(訓練校)の基盤の充実を図り人材育成事業の定着を図る。積極的な求人、人材育成関連諸方策の研究推進。共同保守管理事業の継続的推進。中小企業団体中央会並びに建産連その他関連諸団体の開催する各種講習会、講演会に参加、品位を高め地位の向上を図る。組合青年部活動の支援。共同購買事業、改善を図りつつ継続。経営、教育情報等の速報、人材確保のための福祉事業の対策推進。機関紙、埼玉電工ニュースを発行、業界や上部団体の活動の周知を図る。埼玉県電気工事工業会館の運営、財産の効果的運営等。住宅電気工事センターの拡大運営。㈪ 埼玉県建設産業団体連合会、財 埼玉県建築住宅安全協会、㈪ 埼玉県消防設備協会等の友好団体に協力、当工組の社会的地位の向上を図る。

#### 重点施策

労働力不足による求人難は更にきびしく、労務インフレは現実となり諸物価に影響を与えているようです。本年5月18日創設した「S・E・Cセンター(埼玉県エレクトロニックコンストラクションセンター)」の導入は、工組創立以来の画期的新規事業であり、内容の整備充実を図り、高度の理想達成までこれが定着を永続的なものとして育成していきたい。

## 重点事業計画

(社) 埼玉県空調衛生設備協会

平成3年度における国内の景況を経済調査機関がコメントをした。

そのコメントは、いままで拡大基調を続けてきた大型景況が、近時において民間設備投資が調整局面に入っているので曲り角に差しかかっていると懸念をした。

県内の景況はどうでしょうか、埼玉県の予算は「人間尊重・福祉優先」の基本理念のもと、21世紀を展望した各種施策を積極的に展開する考えを示し、一般会計予算を前年度比9%増と発表をした。また、市町村投資関連予算を見ても、住よいまちづくりを目指した沢山の事業を掲げ推進しようとしているので、本年度も前年度と同様の公共事業量で推移していくものと思う。

このように、県、市町村ともに21世紀に向けて展開される公共事業に合せ、我々空調衛生設備工事を担うテクニカルエンジニアは、更に社会が要請する快適な居住、作業空間を創造しながら立派な施設を提供してゆかなければならない。

このためには、会員一同が力一ぱい働き「技術と経営に優れた企業へ成長」を目指しつつ、従来にも増した公益法人としての社会的責務を果たしてまいるため、平成3年度の重点事業として、次の5つを定め推進することにした。

### 重点事業計画

1. 若年技術者の雇用の確保
1. 空調衛生設備システムの研鑽とトータルエンジニアリングの確立
1. 公正な受注と分離発注の確保
1. 適正な工期・工程の設定で、時短・休日・災害防止の確保
1. 平成5年・創立35周年及び法人設立15周年記念式典(仮称)実施の準備委員会の設置

## 事業計画の骨子

(社) 日本塗装工業会埼玉県支部

(社) 日本塗装工業会埼玉県支部第4条に規定する業務を推進するため、会員各位の協力を得て次の事項に重点をおいて当面する諸情勢に対応して効率的な業務の運営を図るものとする。

### 重点事項

1. 総合仕上技術の開発と普及
2. 施工管理能力と技能の向上
3. 雇用改善と若年従業員の入職促進
4. 総合工事業と専門工事業との関係の合理化
5. 無事故、無災害の達成
6. 関連団体との連携強化

### 事業項目

- (1) 定時総会
- (2) 支部役員会
- (3) 本部関係会議
- (4) 建産連関係会議
- (5) 需要開発促進会
- (6) 労務に関する研修会：就業規則、労働時間の短縮
- (7) ボランティア活動：県内の福祉施設塗替え工事を実施し地域社会に貢献する。
- (8) 雇用改善推進事業：レクリエーション大会他
- (9) 雇用改善事業助成金活用(企業編)促進の研修会
- (10) 研修旅行：会員相互の親睦を図る。

## 事業計画概要

埼玉県建設大工工事業協会

平成2年度総会も無事に終了しましたが、新たな平成3年度も昨年に引き続き若年労働者不足をはじめ諸問題が山積しております。

我々専門工事業者としても技能者育成をはじめ、品質、工程等従来にもまして、より高度な管理を要求されている事は当然で、それに応え

## 会員団体平成3年度事業計画概要

られる体制づくりを確立する事が急務であると  
考えられます。

### 事業計画

1. 新建材導入に伴い、実際に使用している現場の見学・業者を招いての研修会
2. 雇用促進事業団指導員による助成金の活用についての勉強会
3. 労働者宿舎の改善・設備の充実
4. 週休二日制の検討
5. 若年労働者の資格取得に積極的に協力、援助をする。
6. 現場事故防止対策の徹底
7. 各社の雇用状況、情報交換

以上の具体的実施により、若年労働者確保に向けて会員一同がより密接な連絡をとり努力致します。

### 事業計画の骨子

(社) 埼玉建築士会

#### 重点施策

1. 建築士の知識、技術の練磨とよりよい建築行政への参加
2. 一級及び二級、木造建築士試験及び指定講習会の実施
3. 埼玉建築士会創立40周年記念事業の実施
4. 会員の開発、啓蒙

1. 建築士の教育と表彰
  - (1) 建築士法第22条第2項による指定講習会の実施
  - (2) 関係法令等の説明会
  - (3) 講演会、講習会、研究会の開催
  - (4) 設計競技等への参加
  - (5) 建築CADの研究と普及
  - (6) 関係機関への要望及び建築功労者の表彰、推薦

2. 委託事業の実施
  - (1) 一級及び二級、木造建築士試験業務の実施
  - (2) 鑑定（建築物）依頼の受託
3. 組織強化と会員の開発
  - (1) 委員会事業の積極的推進
  - (2) 支部活動の啓発と会員の開発
  - (3) 建築士免許証交付式の開催
  - (4) 建築士免許登録者（新規）の電算化
  - (5) 女性建築士活動の啓発
4. 連携と広報
  - (1) 埼玉建築士会創立40周年記念事業
  - (2) 創立40周年記念誌の発刊
  - (3) 建物調査及び建築祭事調査
  - (4) 住まいと暮らしを考える建築相談の実施
  - (5) 全国大会及び全国研究集会への参加
  - (6) 全国女性建築士連絡協議会への参加
  - (7) 関東甲信越建築士会ブロック会への参加
  - (8) 関東甲信越建築士会ブロック会青年協議会研究集会への参加
  - (9) 建築士埼玉及び季節だよりの発刊
  - (10) 法令図書及び法令用紙等の作成頒布
5. 建築行政への協力
  - (1) 「違反建築・違反宅造をなくして住みよいまちづくり」運動への参加
  - (2) 建物等の景観顕彰制度への参加
  - (3) 建築士試験実施案内業務
  - (4) 建築士登録申請書の受理
6. 福利厚生
  - (1) スポーツ大会の実施及び助成
  - (2) グループ保険・共済制度の導入
7. 関係団体との連携

### 事業計画概要

(社) 埼玉県建築士事務所協会

1. 会員の増強  
現在、建築士事務所の登録数は約5130事務所、そのうち会員は710事務所と2割にも満たない状況をふまえ、組織の拡充強化を

## 会員団体平成3年度事業計画概要

図るため、昨年に引続き支部を通じて強力に運動を展開する。

### 2. 建築士事務所指導要綱の制定要望

建設大臣・知事指定「建築士事務所の管理講習会」の受講を義務づけ、建築士事務所の登録更新との連動と、その他指導について規程等を内容とする指導要綱を制定して頂くよう県に対し昨年に引続き要望する。

### 3. 建設大臣・知事指定「建築士事務所の管理講習会」の開催

建築士事務所における管理建築士の資質の向上を図るため4会場で実施する。

### 4. 業務報酬に関する建設省告示第1206号の普及

建築士事務所の健全なる運営と発展を図るため、建築設計・工事監理の発注にあたっては建設省告示第1206号の基準による適正な業務報酬によって行われるよう、県ならびに市町村等関係機関に対し強力に働きかける。

## 事業計画の骨子

(社) 埼玉建築設計監理協会

協会の目的達成のため、運営組織を定め次の事業を行う。

- ◎総務 ・総会、定例会、理事会の会議の運営の協力 ・資料及び議事録作成
- ・会員増強計画
- ◎財務 ・事業費の検討 ・予算の検討
- ・協会の会計一般
- ◎福利厚生 ・会員の健康と福利厚生についての諸活動 ・親睦旅行の実施
- ◎広報 ・会誌の発行 ・県市町村への広報活動 ・協会のPR
- ◎業務 ・事業保険の研究 ・業務に関する各用紙の研究 ・告示第1206号実施の推進 ・事務所経営システムの研究
- ◎技術研修 ・意匠構造等の技術研修 ・材料施工の研究 ・都市再開発の研究

- ・官公庁への協力と提言及び各種団体との交流

### ◎賛助会員 ・賛助会員との親睦、研鑽

#### 本年度重点項目

- ・県内工業高校奨励事業の推進
- ・設計業務委託基準の研究
- ・県との懇談会並びに陳情の実施
- ・会員増強

## 事業計画概要

(社) 埼玉県測量設計業協会

測量業界は、ここ数年来連続公共事業量伸び率ゼロという厳しい状況の下にありましたが、昨年来内需拡大策として公共事業費の増額と、発注機関の手厚いご配慮に支えられて、協会活動の基本である公益法人としての社会的役割をどう担って行くかを念頭に置くと同時に、協会会員の相互の利益のため、平成3年度は経営基盤確立を図り社会的地位の向上をめざし、次の基本方針に加え各委員会活動を推進、自助努力を前面に事業活動を展開することにした。

### 基本方針

経営基盤確立を図り社会的地位の向上をめざし、次の項目達成を強力に推進する。

1. 公益法人として社会公益事業の実施に努める。
2. 技術の多角的研修を進め、会員の技術能力の増進を図る。
3. 官公庁に対し、県内業者（特に協会会員）の育成を要望する。
4. 構造の改善及び機械化等により経費の節減を通じて経営の合理化を図る。
5. 測量業に関する諸制度の見直しを図り、かつ公的措置をふまえて経営対策を講ずる。
6. 新規事業開発等事業量の確保を図るための陳情活動等を展開する。
7. 週休2日制導入と若年技術者の確保対策を講ずる。

### 事業計画概要

(社)埼玉県宅地建物取引業協会

本会は宅地建物取引業の健全な発達を促進し会員の指導育成と営業基盤確立のため、教育研修制度の一層の充実、不動産流通の拡大・活性化及び消費者保護を目的に、不動産取引に伴う苦情・紛争の未然防止と適切な処理を重点に置き、会員個々の利益となる次の基本方針にもとづく各種重点事業を積極的に推進していきたい。

#### 基本方針

1. 流通センター事業の推進
  - (1) レインズシステムの拡充・強化
  - (2) 流通機構の対外PR活動の推進
  - (3) 地域不動産フェアの開催
  - (4) 不動産流通の活性化・広報活動・保証事業の実施
2. 教育研修事業の実施
  - (1) 新入会員、従業者等への研修計画実施
  - (2) 信頼産業確立のための教育研修事業の推進
  - (3) 会員・役員研修システムの調査・研究
3. 取引主任者法定講習会受講の促進  
取引主任者法定講習会受講者促進とサービスの対応
4. 不動産関係書式の見直し・検討
  - (1) 有用な契約書式等の作成
  - (2) 会員専用紙の利用促進
5. 全宅連会員福利厚生共済事業の推進
  - (1) 全宅連国民年金基金制度創設への加入促進（個人業者）
  - (2) 全宅連厚生年金基金制度創設への加入促進（法人業者）
6. 従業者研修登録制度実施に関する対応  
従業者研修登録制度講習会のPR及び開催
7. 公共事業用地媒介協力の推進  
代替地媒介提供システムの確立による業界

の職域拡大制度の推進

### 事業計画概要

埼玉県道路舗装協会

前年度のわが国経済は内需を中心として順調に拡大し、建設投資の増加ならびに個人消費の伸張等景気は上昇傾向で推移してまいりました。当業界においては、日米構造協議の決定にみるような公共事業の増加を期待できる明るい一面もあるものの、他方では労働力の確保、湾岸危機およびこれより起こった湾岸戦争による資材価格の変動、産業廃棄物の問題等、非常に困難な問題も多いのが実情であります。

当協会としては、このような状況に対応し、会員に対する工事の発注、設計単価の問題、協会の技術水準の向上、雇用の改善等に大きな関心をもって取りくみ、以下の協会事業をより積極的に推進して行きたいと考えております。

1. 舗装技術講習会の開催
  - (1) 会員の技術者を対象とした講習会
  - (2) 会員の技術者、県、市町村等の技術者を対象とした一般講習会（埼玉県土木部後援による）
2. 会員の技術者を対象とする舗装現場視察研修会
3. 県外道路舗装工事の現状視察及び調査
4. 舗装技術に関する諸問題の検討及び積算についての研究
5. 各種資材単価等の実態調査
6. 各地域における舗装安全活動の推進
7. 広報紙、各種資料の発行、配布
8. 会員に対する発注増、積算基準の見直し、設計変更等について県土木部等に対する陳情

#### 事業計画

埼玉県コンクリート  
圧送事業協同組合

昭和62年以降、日本経済は景気拡大が持続し好景気に沸いて参りました。

## 会員団体平成3年度事業計画概要

中東湾岸戦争を境として本年度の建設産業は、工事の受注減少との不透明感は否定できないものの、平成三年度からは日米構造協議による430兆円の公共投資10年計画の影響を受け、景気拡大のスピードは緩やかに減速するが不況感はないものと思われます。

又、人手不足の深刻化と共に雇用労働条件の改善の一環として週休2日制の導入を労働基準法で明示され、圧送業者の取組としては4週5休の定着が早急に必要となりました。(社)全圧連傘下の各単協でも、逐次実施している所あります。

これには我々下請業者単独では、困難であり業界団体で取組み、ゼネコン・生コン関係との協力、支援活動が不可欠であります。

年度の初めに当たり、このような情勢認識を踏まえ、組合員相互の協調体制を一層強固なものとして、(社)全圧連との連携を保持しながら下記計画の達成に全力を傾注して参ります。

### 1. 組織の充実と拡大強化

良識ある未加入業者の加入促進

### 2. 経営の近代化と経営基盤の強化

圧送業の実態調査を基に、原価意識の高揚と原価管理の徹底を図る。

### 3. 技能士の育成及び活用促進

(1) 関係機関への協力を通じて、技能検定制度の発展を図る。

(2) 各工事仕様書に明示されたコンクリート圧送技能士による施工の確認、現場常駐制度の実施をPRする事により、技能士の活用を図る。

(3) 労働安全衛生法に基づく、法定講習修了者による作業制限の周知徹底を図る。

### 4. 労働災害防止対策の徹底

(社)全圧連統一安全技術講習会の継続実施により、作業の安全に留意させる。

### 5. 構造改善推進プログラムに準拠した業界構造改善への取組

(社)全圧連を通じて、関係団体との連携を密にし取組む、又週休2日制の導入については、

当面4週5休の導入を図り、定着を図る。

## 事業計画概要

(財)埼玉県建築住宅安全協会

定期報告制度の推進の為、平成元年度から事務処理をO A化しています。一部遊戯施設の関係が残っていましたが、これも今年2月にO A化して同業務の実施については、全てコンピュータによる処理が実現しました。今後更に一層有効な活用を考えていく所存です。

また、去る5月28日開催の評議員会・理事会で本年度事業計画のご承認を頂きました。その概要は、下記の通りです。

なお、本会の建築設備定期報告実務講習会でいつも講師をお願いしている金子正喜先生が会長をされている埼玉県設備設計協会から、5月2日付で本会事業推進の為の出捐金拠出申出を頂きました。今後、更に一層業務の充実が図れるものと、期待しております。

### 記

1. 一般市民への啓発に関する事業
2. 所有(管理)者に対する啓蒙、広報等に関する事業
3. 調査(検査)資格者に対する指導連絡等に関する事業
4. 他県定期報告取扱い団体の活動状況に関する情報及び資料の収集
5. 特定行政庁からの受託業務
6. 防災関係機関との連絡協調に関する事業
7. 関係行政庁等との意見調整の為の諸連絡
8. 事務処理のO A化促進に関する調査研究
9. その他建築物等の維持保全に関すること

## 事業計画概要

(社)全国電話設備協会埼玉県支部

本年度は、さる5月16日開催された第37回全国総会において、「魅力ある協会確立」の諸施策による現行定款の変更があり、協会名称も

## 会員団体平成3年度事業計画概要

「(社)情報通信設備協会」と改称されることになり、新しい時代の幕開けの年となりました。

前年度に続き、当業界は活況を呈するものと思われませんが、労働力の不足等、とりまく環境は厳しいものがあります。

このような状況下に当県支部は、会員組織の強化拡充、保守業務の必要性と通信設備の品質向上、NTTとの共存共栄、県支部の地位向上等をはかるため関東支部と協力し、下記事業を推進したいと考えます。

### 記

1. 会員組織の強化・拡充
2. 公正なる法制度の維持確立
3. 保守業務の必要性の啓蒙と通信設備の品質向上
4. NTTとの協調と相互理解の増進
5. 県支部の地位向上と建設業業界との情報交換及び親睦
6. 情報宣伝活動の充実
7. 会員への情報周知と親睦
8. 講・研修会の開催

## 事業計画概要

### 埼玉県生コンクリート工業組合

平成3年5月30日第3回通常総会を開催し、下記平成3年度事業計画概要を承認した。

#### I 基本方針

本年度の事業の中心は、3年目を迎えた第2次構造改善事業の推進であり仕上げの準備の年である。最重点施策は品質向上のための品質管理監査の強化と、経営者の品質に対する意識の改革、技術研究センター・共同試験場建設計画を実現することによるコストの低減と、組合員の結束を礎とし、更に、その他の構造改善事業計画を完遂することが、当業界の健全な発展と社会的地位の向上につながるものと確信して実行する。

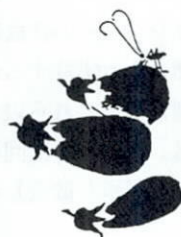
#### II 事業計画

##### 構造改善事業

1. 新技術の開発に関する事業
    - (1) 生コンの新技術の開発に関する事業
    - (2) 品質管理の徹底に関する事業
    - (3) 教育研修に関する事業
  2. 共同事業、集約化事業
  3. 取引関係の改善等に関する事業
  4. 従業員の福祉の向上、消費者の利益増進、環境保全等に関する事業
- 一般事業
1. 情報又は資料の収集及び提供の事業
  2. 調査研究に関する事業
  3. 関連団体業界との懇談研究会
  4. 組織強化の推進
  5. その他の事業

### ≫編集子・注記≪

本欄未掲載団体分については今後の提出をまって、次号に続載します。



## 理事会・委員会報告

### 広報委員会



4月15日正午から当建産連会館1階特別会議室において広報委員会を開催し、建産連ニュース第48号発行の経過の説明と、同第49号発行に伴う編集内容案を提示し意見を求めたのち、平成3年度における広報・啓発事業について意見提言を求めた。

建産連ニュース第49号については、編集素案と項目を掲げ一部主旨説明を行って意見等を求めた。特別意見はなく基本的に了承され作業を進めることにし、特に本号には各会員団体の平成3年度事業計画の要旨を掲載するために各団体より出稿の要請を行うことにした。

次いで、平成3年度における広報・啓発事業について諮った。主たるものではこれまでの建産連ニュースを定期的に4回発行することと、小中学校生徒よりのポスター・絵画コンクール及び平成4年カレンダーの作成配布は、共に従来どおりの要領により実施するが、特にカレンダーの様式、型体及びこれら以外のふさわしい事業については、課題とし次回の委員会において協議することを了承し散会した。

### 理事会



5月9日正午から建産連会館1階特別会議室で理事会を開催し、6月3日開催の平成3年度通常総会付議案件を主要議題に議題順に要旨の説明を行って了承を求めた。

開会の冒頭挨拶の斎藤会長は、平成2年度事業を振り返り、特別問題を生ずることなく消化し得たとしたうえ、予てより県に対して陳情の業行政を専担する窓口の開設要望が、この四月の組織改正で建設管理課に担当副参事の専任が決まり、要望の一端が叶えられたものと評価、さらに今後の取り組みに言及、先に建設省が策定の「建設生産システム合理化指針」に沿い一連の活動を展開していく考えを明かにした。

引き続き議事を進行、議題順に事務局に内容説明を求めた。

#### 議事経過

はじめに通常総会における議事の進行要領及び終了後開く懇親パーティーの実施要領を説明し、了承を得たうえ、一連の議案説明を要旨次のごとく行った。

#### 第1号議案、平成2年度事業報告

はじめに年間を通じての建設需要の推移及び取り巻く諸情勢を述べ、次いで行政の対応に触れ、先に建設省が示した構造改善が業界寄りに改善の方向に推移したと総括。続いて各委員会活動を軸に業績を調査研究・研修事業、経営合理化事業、情報の収集・提供及び機関誌の発行



等の情報活動等を具体的にあげた。

第2号議案、平成2年度一般会計収支決算及び第3号議案、平成2年度埼玉建設労働者研修福祉センター管理運営特別会計収支決算（特別会計）を一括説明、監査報告を付し全容を明かにした。

#### 第4号議案、平成3年度事業計画

はじめに平成3年度の経済及び金融に関する展望を述べ、次いで業界を取り巻く労働力確保の問題、資材価格動向に懸念を示し、その対策に取り組む姿勢を述べたうえ、改めて各事業ごとに目標を樹て実施に向け活動を展開することにした。中でも経営合理化事業では、先に建設省が策定、業界に提示の「建設産業における生産システム合理化指針」の周知徹底を図る一方、建産連の本来的役割である総合建設業（元請）と専門工事業（下請）の合理的なルールの形成（責任分担の明確化等）のための協議会の設置を検討することと掲げた。

第5号議案、平成3年度一般会計収支予算及び第6号議案、平成3年度特別会計収支予算の各案件を一括説明した。

一般会計収支予算では、まず収入の部においては通常会費及び施設管理負担金からなる会費収入を主な財源に、補助金、助成金及び雑収入等を当て、一方支出の部では、各科目とも前年度実績を基礎に若干の義務的要素を加味し調整を図り収支均衡の総額1億2,332万6千円（対前年度比123万9千円増）を計上した。

以上各議案とも説明のあと質疑を受けたが、いずれも疑義意見はなく各案件をもって総会に臨むことが了承された。

なお、会員団体長等の異動によって生ずる役員の補欠選任（交替）については、当該団体の推薦者をもって当てることとし、確定次第速かにその旨事務局に通報することを要請して所定の議事を終った。

引き続き連絡事項として、①さいたまシルバーハウジングフェア'91（高齢化社会に対応した住宅対策等の啓発活動）について（県住宅

都市部所掌で主催は同実行委員会）、②豊かで活力に溢れた長寿社会フェスティバル（県生活福祉部所掌）について説明があつてのち散会した。



#### 一口メモ

##### 軽作業員（けいさぎょういん）

公共事業労務費調査における職種呼称の一つ。

軽度の肉體条件を有し、主として人力による除草、清掃、片付けなど補助的業務で軽易な作業を行うもので、いわゆる人夫、雑役等がこれに相応する。イメージダウンになるような「人夫」「雑役」などの言葉を避けたもの。

# 告知板

平成3年度

## 市町村普通会計当初予算概況

総額 1兆5,014億3千万円

対前年度比伸び率 10.5%増

— 県地方課まとめ —

先に県地方課がまとめた平成3年度市町村普通会計当初予算の概況によると、県内92市町村の合計額は1兆5,014億3千万円で、前年度に比べ10.5%に当たる1,423億4,600万円の増加で、本予算ベースでは9.7%の伸びとなっており、63年度から4年連続8%を越す伸びである。

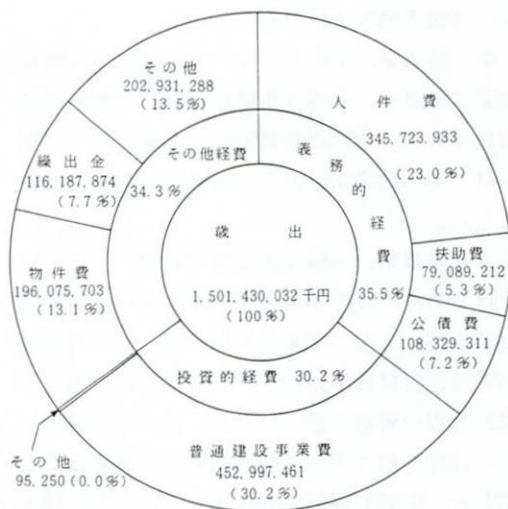
関連性の強い普通建設事業費は、4,529億9,700万円（構成比30.2%）で、前年度に比べ408億6,500万円（9.9%）増加している。

この内訳では、国庫補助事業費が890億8,900万円で、前年度に比べ43億4,400万円、4.6%減少している。また、単独事業費では3,548億9,100万円で、前年度に比べ447億3,900万円、14.4%増加している。

この単独事業費の増加は、各自治体におけるコミュニティ施設、老人福祉施設、清掃施設等の建設が増加しているためである。

ちなみに、増加率の大きい団体をあげると、市の部では加須市の25.5%（義務教育施設建設）を筆頭に、本庄市の21.0%（庁舎建設）、蓮田市の18.3%（中学校プール建設）など、町村の部では、筆頭は白岡町の64.6%（庁舎建設）、次いで嵐山町の36.3%（公園整備）、上里町の27.8%（町営住宅建設）などの順となっている。

なお、市町村別の普通建設事業予算は別表のとおりである。



市町村名	普通会計事業費	土木費
川越市	17,267,977	15,989,222
熊谷市	8,607,649	9,170,199
川口市	28,743,083	32,159,590
浦和市	31,619,761	37,411,971
大宮市	44,958,060	37,664,346
行田市	5,671,599	5,401,855
秩父市	2,982,814	2,437,762
所沢市	18,976,789	17,458,060
飯能市	4,958,940	4,352,267
加須市	4,592,800	2,346,022
本庄市	6,543,423	4,859,804
東松山市	6,823,009	4,286,113
岩槻市	4,668,649	6,346,038
春日部市	13,712,769	9,025,362
狭山市	11,118,779	9,855,318
羽生市	3,433,978	2,766,439
鴻巣市	4,169,527	3,689,532
深谷市	7,949,976	5,606,903
上尾市	13,889,038	9,494,067
与野市	7,858,066	7,618,361
草加市	11,569,987	18,015,819
越谷市	17,778,745	15,481,815
蕨市	4,319,305	4,598,402
戸田市	7,467,091	8,496,386
入間市	9,486,297	6,927,991
鳩ヶ谷市	2,500,260	2,269,732
朝霞市	7,155,674	6,664,856
志木市	6,224,664	6,729,385
和光市	7,235,558	1,983,693
新座市	5,719,337	6,455,336
桶川市	6,124,604	4,944,243
久喜市	3,564,402	3,972,665
北本市	4,986,578	3,090,686
八潮市	5,411,253	4,097,208
富士見市	4,234,378	3,098,436
上福岡市	2,869,627	2,431,775
三郷市	7,243,101	3,323,310
蓮田市	3,471,807	4,127,766
坂戸市	8,853,110	4,668,602
幸手市	1,682,998	1,712,368
市計	376,445,462	341,029,705

市町村名	普通会計 事業費	土木費
伊奈町	2,960,972	1,719,706
吹上町	1,620,645	1,468,892
大井町	1,193,734	1,724,047
三芳町	1,608,608	1,435,680
毛呂山町	1,964,184	1,626,009
越生町	786,347	793,719
鶴ヶ島町	1,750,070	2,337,425
日高町	3,674,526	3,036,647
名栗村	300,317	83,573
滑川町	862,312	607,600
嵐山町	1,646,008	1,134,359
小川町	3,584,572	1,305,103
都幾川村	568,227	334,714
玉川村	1,099,057	562,726
川島町	1,121,788	684,396
吉見町	1,728,371	1,160,150
鳩山町	2,696,784	1,308,951
横瀬町	690,639	541,969
皆野町	1,316,279	310,581
長瀬町	528,428	372,660
吉田町	1,235,007	676,787
小栗野町	1,716,608	602,136
両神村	867,421	264,331
大滝村	1,518,080	384,963
荒川村	1,427,338	242,020
東秩父村	477,392	282,515
美里町	1,512,435	647,344
児玉町	1,751,983	667,093
神川町	744,450	295,333
神泉村	198,429	66,300
上里町	1,594,824	909,481
大里村	409,338	359,114
江南町	831,122	408,003
妻沼町	1,401,981	1,025,959
岡部町	1,574,865	1,043,565
川本町	537,750	540,437
花園町	855,608	243,538
寄居町	2,859,441	1,165,547
騎西町	926,655	772,253
南河原村	329,521	84,521
川里村	1,207,810	428,921
北川辺町	983,672	480,271
大利根町	441,864	711,809
宮代町	1,605,046	1,401,521
白岡町	5,900,103	2,216,014
菖蒲町	1,471,174	1,108,864
栗橋町	1,191,050	1,372,610
鷺宮町	1,273,639	811,383
杉戸町	1,609,148	1,807,133
松伏町	1,091,178	1,285,003
吉川町	2,901,797	2,916,829
昭和町	2,503,402	1,304,624
町村計	76,551,999	49,075,129
市町村計	452,997,461	390,104,834

## 入札辞退の自由化に関する 建設省における入札心得及 び指名通知書の一部改正に ついて

—建設省—

標記に関し建設省は、下記のコメントを付して改正内容を明らかにした。

### 改正の経緯

昭和58年3月に中央建設業審議会から建議の「建設工事の入札制度の合理化対策等について」では、入札辞退の自由の観点から、指名を受けた業者が入札を辞退した場合に、発注者が以後の指名について不利益な取扱をしないよう明示したところである。

近年、入札辞退の自由化について、より一層の明確化とその運用の統一を図る必要性が求められてきている。

このため、去る3月13日に開催の中央公契連総会において、「公共工事における入札辞退の自由の明確化に関する申し合わせ」が採択されたところである。

これを受け、建設省においては、入札辞退の自由をより明確にするため、3月18日付をもって入札心得及び指名通知書の一部を改正し、同日付で各地方建設局に通知したところである。

### 改正の趣旨

- 競争契約入札心得（昭和38年4月22日付け官房長通達）の一部改正

(1) 次の事項を入札心得に明記する。

- ① 指名を受けた者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができること。
- ② 指名を受けた者は、入札を辞退するときは、その旨を、次により申し出ること。



- イ. 入札執行前………入札辞退届を契約担当官等に直接持参し、又は郵送して行う。  
ロ. 入札執行中………入札辞退届又はその旨を明記した入札書を入札執行官に直接提出して行う。

③ 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではないこと。

(2) 入札辞退届の様式を入札心得に定める。

## 2. 指名通知書の一部改正

入札辞退の自由をより明確化するため、入札心得の改正と併せて、指名通知書に入札への参加の自由を明記するとともに、指名が「申し込みの誘引」としての性格を有するものであることを明確にするための改正を行う。

## 適用日

改正後の入札心得及び指名通知書は、平成3年4月1日から適用する。

## >筆者注記<

### 埼玉県の対応

4月30日の関東地方公共工事契約制度運用連絡協議会（地方公契連）において標記事項の説明が行われ、各都県に対し同趣旨に準じた対応が促された。

本県においては全庁的問題として検討中。



## 入札指名参加業種一覧

(平成3～4年度適用)

### 県建設管理課まとめ

#### 県内業の部

( )内数字は平成元～2年度の数

業種 格付	土木一式	建築一式	とび・土工	電 気	管	舗 装	造 園	そ の 他	合 計
④	19 (15)	30 (20)							49 (35)
A	140 (120)	58 (64)	18 (14)	65 (45)	82 (55)	28 (23)	24 (18)	81 (48)	496 (387)
B	271 (236)	150 (155)	70 (47)	128 (114)	157 (166)	131 (104)	78 (63)	202 (153)	1,187 (1,038)
C	267 (251)	126 (137)	630 (646)	137 (176)	358 (419)	735 (781)	310 (325)	887 (1,046)	3,450 (3,781)
D	665 (823)	435 (478)							1,100 (1,301)
合計	1,362 (1,445)	799 (854)	718 (707)	330 (335)	597 (640)	894 (908)	412 (406)	1,175 (1,247)	6,282 (6,542)

#### 県外業の部

④	241 (228)	204 (195)							445 (423)
A	182 (166)	71 (79)	197 (179)	242 (235)	209 (228)	147 (139)	61 (64)	948 (949)	2,057 (2,039)
B	57 (78)	93 (85)	88 (103)	31 (37)	44 (53)	63 (63)	26 (31)	260 (304)	662 (754)
C	35 (40)	14 (29)	83 (100)	22 (29)	40 (55)	69 (83)	54 (58)	257 (307)	574 (701)
D	58 (74)	43 (57)							101 (131)
合計	573 (586)	425 (445)	368 (382)	295 (301)	293 (336)	279 (285)	141 (153)	1,465 (1,560)	3,839 (4,048)

# 告知板

## 建産連専用駐車場の利用について

当建産連が建産連会館建物の南側に借り上げ会員団体をはじめ来館者の利用に供しております駐車場は、このほど地主側が建産連専用駐車場と一般貸出駐車場とを明確に区分しましたので、利用者は出入口の標示に注意されたい。

たとえ建産連専用駐車場が満車の場合でも

隣接の一般貸出駐車場に駐車することのないよう願います。

なお、建産連が借り上げの「専用駐車場」は、建産連加盟団体会員等の利用に供するものでありますが、旅行中の保管場所とすることや、作業車両の置場として使用することは、厳に禁止しておりますので十分留意されたい。

### 定期刊行物

月刊

## 建設物価

#### ●積算・調達・労務・管理担当者の必携資料

資材の調達・購入・審査や、工事の積算・施工・予定価格の算定などに欠くことのできない有益な資料として、各官公庁はもとより建設業界、民間企業において最も信頼をうけ、広く購読利用されています。

■B5判/約840頁 定価3,300円/千別  
※年間購読料33,360円/千共  
(臨時増刊号年2回・ニュース速報月3回サービス)

月刊

## 建設統計月報

#### ●建設市場の動きをすばやくキャッチ

建設省の編集による月報で、調査統計の結果を取りまとめた唯一の公表資料です。

建設関連統計、統計解説、建設経済分析研究報告などの記事も掲載。官公庁の行政、民間の事業経営の実務の重責を担う方々に必須の資料。

■B5判/約200頁 定価980円/千別  
※年間購読料11,100円/千共

●お申し込み・お問い合わせは下記へ●

### 専門図書

※定価はすべて税込みです。

平成  
3年度版

#### 建設省土木工事積算基準

■B5判/670頁 ●定価6,700円/送料450円

平成  
3年度版

#### 土木工事積算基準マニュアル

■B5判/900頁|●定価8,300円/送料500円

増補改訂  
28版

#### 建設工事標準歩掛

■B5判/1,090頁 ●定価9,900円/送料600円

平成  
3年度版

#### 土木工事積算標準単価

■B5判/550頁 ●定価4,800円/送料350円

好評発売中

#### 土木施工の実際と解説

■A4判/350頁 ●定価8,800円/送料500円

好評発売中

#### 土木新工法の積算実例

■B5判/900頁 ●定価18,000円/送料600円

好評発売中

#### 下水道工事積算の実際

■B5判/380頁 ●定価4,700円/送料400円

## 財団法人 建設物価調査会

〒103 東京都中央区日本橋大伝馬町11-8 (フジスタービル)  
電話 (03) 3663-8761(代) 郵便振替 東京1-71833

## 天然記念物の紹介 (その5)

### 名勝地

本県における名勝地は、“岩畳”で知られる「長瀨」(名勝天然記念物、秩父郡長瀨町)のほか、7カ所が国又は県の指定を受けている。上記の長瀨は、大正13年12月9日に国の指定名勝・天然記念物に指定され、現に本県を代表する観光地としてあまねく知られていることから本稿では省略します。

### 三波石峡

— 国指定名勝・天然記念物 —

昭和32年7月3日指定

児玉郡神泉村矢納地先



埼玉県と群馬県の県境を流れる神流川を堰止め、満々と水をたたえる下久保ダムの下流において、およそ2kmにわたって続く美しい峡谷が三波石峡である。三波石と呼ばれる緑色片岩が谷底に露出し、また、その巨大な岩塊が数多く横たわる姿は特異なものである。

本欄は、シリーズものとしてこれまで4回にわたり主な天然記念物の紹介を試みてきたが、最後に本県における名勝地を概説紹介することによって「企画シリーズ・史跡名勝めぐり」を閉じることにいたします。

(W)

緑色片岩は、長瀨から続く三波川結晶片岩の仲間で、昔から庭石として珍重されている。

ダムの完成後は、神流川の水量が減り、以前のように清流が水しぶきをあげる光景は見られなくなったが、巨大な岩石の露出した峡谷美は新しい風景となっている。

### 平林寺林泉境内

— 県指定名勝 —

昭和19年3月31日指定

新座市野火止の平林寺境内



平林寺は、臨済宗妙心寺派の名刹としてつとに著名、また、松平伊豆守信綱一門の菩提所としても有名。この松平信綱によって開削された野火止用水(県指定史跡)の平林寺堀が境内に引き込まれたものが3支流に分かれ、ひとつは書院の床下から庫裏の中を通過して前庭に出て、仏殿、山門の左側を通過して総門の入口へ、もう一つは後園の築山を回って泉池へ、他の一つは築山をめぐり総門近くで合流し境外に流れ出し

いる。境内には武蔵野林をよく残し、木と水の静かなたたずまいは、名勝としてふさわしい風情をかもしている。

## 天覧山の勝

— 県指定名勝 —

大正13年3月29日指定

飯能市飯能地内



天覧山は、飯能市街の北西、入間川を南に望む標高194.6mの山で、古くは愛宕山、羅漢山などと呼ばれていたが、明治16年、明治天皇が山頂から陸軍の大演習を統監されたということから以来天覧山と呼ばれるようになった。山の中段から上は切り立ったがけが頂上まで続いており、その途中に16体の羅漢像が祭られている（能仁寺所属）ことから羅漢山とも名付けられていた。

山頂からは眼下に市街が一望され、天気によければ奥武蔵や奥多摩の山々、遠く富士山も望むことができる眺望絶佳の地、春は桜の名所として賑わっている。

## 越生の梅林

— 県指定名勝 —

昭和15年3月31日指定

入間郡越生町堂山字前河原

JR八高線越生駅の西方4kmの山懐、越辺川の流れに臨む景勝にあり、梅の総数1,000本を超し、中には樹齢400年余の古木もある。早春に紅を帯びた白い花を咲かせる白加賀系の野梅を主に、小梅や紅色八重咲きの養老という種類



のものもある。(本誌第47号の表紙写真に採用した。)

この越生の梅林は、かなり古くから知られ、徳川幕府中期に編纂された「新編武蔵風土記稿」にも紹介されており、古来文人、墨客が好んで足を運んでいる。

## 物見山岩殿山観音の勝

— 県指定名勝 —

大正11年3月29日指定

東松山市岩殿丘陵の一带



外秩父山地が関東平野に突き出た岩殿丘陵は、99峰、48谷といわれるほど起伏に富んでいる。物見山はこの岩殿丘陵の一角を占めており、標高135.6m。山頂からは東に視界が開け、関東平野を一望することができる。

付近一带は鮫の歯などの化石を多産する第3期中新世紀の地層とこれを覆う第4期洪積紀の礫層の分布地域で、ハイキングとともに地質見学の好適地となっている。

山の北側谷間に坂東札所10番の岩殿山正法寺

(岩殿観音)がある。また、東側山麓には県立こども動物自然公園があり、年間家族づれで賑わっている。

## 中津峡

— 県指定名勝 —

昭和18年3月31日指定

秩父郡大滝村



この中津峡は、秩父湖（二瀬ダム）の手前落合で荒川に合流する中津川がつくる美しい峡谷で、浜平から中津川地内にかけて展開する。この間、谷は深く、両側には絶壁が続く。川はいたるところで急流や淵をつくり、岩壁をつたっていくつもの滝が落ちている。ここには「霞岩」「錦淵」「三条の滝」「玉露の滝」等の名がつけられ、見あきることがない。春夏秋冬折々に変化する風景は、足を運ぶ者を楽しませてくれる。

## 玉淀

— 県指定名勝 —

昭和10年3月31日指定

大里郡寄居町地先



景勝地玉淀は、寄居町を貫流する荒川最後の溪谷。流れのゆるやかになった荒川が随所に瀬や淵をなし、川沿いには「象ヶ鼻」に代表される三波川結晶片岩や正喜橋付近で絶壁をなす石英斑岩をはじめ、第3紀礫岩、砂岩等各種の岩が露出し、それぞれ特徴ある表情をみせている。

正喜橋上流右岸の絶壁の上には史跡鉢形城趾があり、段丘崖をたくみに利用した天然の要害であったことがうかがい知れる。

>完<





# 建産連だより

## —— 会員団体の動静 ——

「コンピュータ財務診断」大好  
評につき本年度も無料化が決定！

東日本建設業保証(株) 埼玉営業所

財建設業振興基金では、平成2年度から建設業構造改善事業推進プログラムの一環としてコンピュータによる「簡易財務診断」を実施しており、全国で5千社余の企業においてご利用いただき好評を得たところでございます。

この「簡易財務診断」は、コンピュータシステムを活用した財務診断システムで、自社の経営状況を的確にとらえていただくために正確な分析とわかりやすい診断結果をご提供するものです。

このたび、同基金では平成3年受付分についても診断料を無料で実施することになりました。

当社におきましても、構造改善事業に協力し申込受付をしておりますのでぜひご利用下さいますようお願い申し上げます。

### 〔申込要領〕

- ・簡易財務診断申込書
- ・決算書3期分
- ・返信用封筒

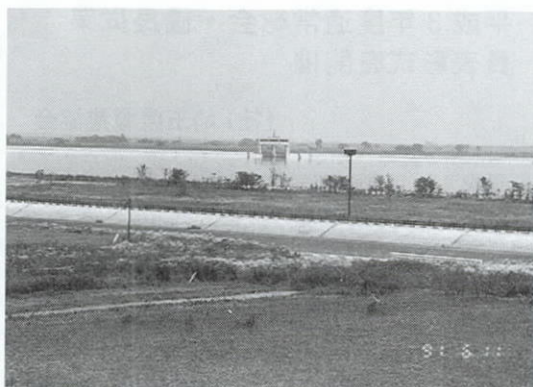
※パンフレット、診断申込書等は当社に用意しております。

TEL 048(861)8885番の「簡易財務診断係」まで

## 野外研修・谷中湖探訪

(社)埼玉県造園業協会

会員の野外研修会の対象地「谷中湖」は関東平野のほぼ中央に位置する人造湖で、埼玉、茨



谷中湖の遠望

城、栃木、群馬、四県二市四町にまたがる渡良瀬遊水地に洪水調節と首都圏への水供給のため建設された貯水池である。

谷中湖(渡良瀬遊水地)は、明治時代の足尾鉍毒事件の際渡良瀬川の洪水で流域に鉍毒公害が広がるのを防ぐため設けられたものといわれている。

当時政治家田中正造氏ら地元民の抵抗にもかかわらず廃村となった栃木県の旧谷中村の史跡も湖畔に保存され、公害事件の歴史を思い出させる。

この遊水地は南北9軒、東西6軒に及ぶ3,300haの広大なアシ原で、かつては豊かな水田地帯、中央部に谷中村があったが明治時代度重なる洪水と鉍毒水の被害に悩まされ明治39年廃村となっている。

谷中湖の面積450ha、事業費690億円、貯水量2,640万 $m^3$ で掘削貯水池としては国内最大とされ、工期、昭和51年～平成2年まで15年間の長きに亘っている。

施設として「親水多目的ゾーン」「子供広場ゾーン」「谷中村史跡ゾーン」の3つに別られて整備され、都心から60kmの圏域にあり雄大な自然景観が楽しめる。

関東平野の真中にあり広大な人工湖の出現に驚かされた。

(社)埼玉県造園業協会 関根貞次

## 平成3年度通常総会・優良従業員表彰式を開催

(社) 埼玉県電業協会

平成3年度の通常総会を5月23日建産連会館センター2階第1会議室において開催し、本年度は特に若年労働者確保対策を中心に事業を推進することを決議した。総会終了後引き続き恒例の優良従業員表彰式を県、業界関係団体等から多数の来賓をお招きし、盛大に行った。受賞者は、会員各社より推せんされ、協会役員で構成する審査会で審議され、本年度は25名の方が表彰された。表彰に先立ち、岡村会長より受賞者の皆さんは業界の宝物、今後も電設業界発展のため頑張してほしい旨挨拶があり、受賞者最高年齢者の小林登さん(71才)から一層精進し会社業界のためお役に立ちたいと感謝と誓いの言葉が述べられた。表彰式終了後は懇親会に移り、なごやかな雰囲気の中に平成3年度の優良従業員表彰式は終了した。

(写真は表彰風景)



## 県関係部局長と懇談

(社) 埼玉県測量設計業協会

当協会は、5月27日(月)浦和市の埼玉建産連

会館1階特別会議室において、県関係部局長との懇談会を開いた。県側から石田土木部長、山本農林部技監、関根住宅都市部長、飛田企業局長が出席。

協会側から柿沼会長及び富田、岡田両副会長並びに理事、監事等の役員のほか当協会顧問の阿部錦弥県議会議員も同席した。話題は、昨年の暮に行った畑知事への陳情。

1. 協会会員の優先指名
2. 平成3年度公共事業予算の増額確保
3. 年間発注の平準化、端境期対策
4. 業界従事者の労働時間、週休等の改善が出来るような工期の設定
5. 市町村公共工事等に対する指導、助言、

この5項目に対する県側の対応と、県の平成3年度当初予算に伴う関係事業の説明が中心で、最後に要望を交えて意見交換を行った。

知事陳情に対する県側の見解は、「趣旨に添い打つ手は打っている」としたうえで、県内業者優先が基本であり、技術力を付けることで自然に協会員指名の機会も増える。出来るだけ平準化することが基本であり4月5月の閑な時期に発注ししっかりした仕事をして貰いたいと願っている、良い仕事をして貰うために工期にゆとりを持たせるようにしている。妥当な価格設定についても前向きな姿勢を示した。市町村の指導助言については、地方課が指導に当たっており、土木は権限外、ただ関係県職員50名程度が各市町村に派遣されており、そうした職員を通じて県側の考え方を理解して貰うように努力している。

業界側も機会あるごとに注文を付けることと、各自の企業努力が自ら解決に導くものと理解して欲しいなど、いずれも前向きな考えが示された。

## コンクリートポンプ車作業員の 特別教育（学科）を実施！

### 埼玉県コンクリート圧送事業協同組合

労働安全衛生法施行令の改正により、平成2年10月1日施行された車両系建設機械にコンクリートポンプ車が含まれ、規制の対象となった為行われました。

同法では、コンクリート圧送業者に対して、コンクリートポンプ車の〔定期自主検査〕・〔特定自主検査〕又作業員に対する〔特別教育〕が義務付けられております。

コンクリートポンプ車作業員の特別教育は、社団法人全国コンクリート圧送事業団体連合会の指導のもと、講師派遣の調整がつき次第、各都道府県の組合で逐次実施されていますが、内容としては、学科7時間・実技5時間の2日間の教育となります。

去る6月5日、県内では埼玉建産連会館に於いて、組合主催によるコンクリートポンプ車作業員の特別教育（学科）を行いました。

当日は組合加入のコンクリートポンプ車を全面的にストップし、参加会社20社（受講者205名）となりましたが、予め組合よりユーザーに主旨を連絡し協力を仰ぎ、その結果混乱もなく、現場の理解と協力により無事全作業員の受講が終了致しました。

特別教育（実技）は、6月15日・埼玉建産連会館に於いて行います。

その他、組合では毎年「安全技術講習会」を実施し、労災事故の絶無を期しております。

※何卒コンクリート圧送工事の発注の際には、有資格者・法定講習修了者を指定し、ご確認下さい。

1. コンクリート圧送施工技能士証  
(1級・2級)
2. 特別教育修了証 (学科・実技)
3. 安全技術講習会受講証（毎年一回実施）

## S・E・Cセンター開校

### 埼玉県電気工事工業組合

平成3年5月18日に創設、開校しました。S・E・Cセンター（埼玉県エレクトロニックコンストラクションセンター）では、181名が電気工事士学科講習を受講しました。



## 平成3年度定時総会開く

### （社）全国電話設備協会埼玉県支部

当協会は去る5月22日、大宮市内ラフォーレ清水園において平成3年度の定時総会を開催致しました。

総会では、平成2年度事業報告、収支決算報告、監査報告、平成3年度事業計画、収支予算等が審議可決されました。また、本総会には関東支部より坂本一郎副支部長、勝又謙三事務局長が出席され、本部ならびに関東支部の現況等につき説明があった。本年は、役員の前選があり次の通り選出された。

総務委員長	沼田 清
総務 委員	首代恭二郎
財務 委員	永島 達男
業務委員長	岡田 義幸

総会終了後、平成4年4月に設立予定の情報通信設備厚生年金基金の説明があった。

懇親会には、NTT埼玉通信機器営業支店大沢芳雄支店長、同販売企画担当課品川浩課長始め幹部多数の出席があり、NTTの現況等が説明された。更に賛助会員でメーカー4社岩通通信機(株)埼玉営業所、沖電気工業(株)関東支社、埼玉ナショナル特機(株)ならびに富士通(株)関東支店より各々幹部の出席もあり、盛会裡に散会した。

## 新役員を選任と

### 平成2年度業務報告

#### (財)埼玉県建築住宅安全協会

去る5月28日開催の評議員会・理事会で、任期満了に伴う役員改選が行われ、下記のとおり選任されました。よろしくお願ひいたします。

理事長

安藤 晃(社)埼玉建築士会・名誉会長)

副理事長

島村 治作(社)埼玉県建設業協会・会長)

岡村 喜一(社)埼玉県電業協会・会長)

松江 廣元(社)埼玉建築設計監理協会・会長)

佐藤 務(社)日本エレベータ協会関東支部・埼玉支所長)

今泉 康次(社)埼玉県管工事工業協同組合・理事長)

横田 充穂(社)埼玉県火災報知機協会・会長)  
理事

小川 清(社)埼玉建築士会・会長)

岩堀徳太郎(社)埼玉県建築士事務所協会・会長)

吉川 啓助(社)全日本建築士会埼玉県支部・支部長)

飯沼 睦郎(社)埼玉県空調衛生設備協会・副会長)

橋口 友吉(社)埼玉県水処理工業会・理事)

大曾根正男(社)埼玉県電気工事工業組合・理事長)

金子 正喜(社)埼玉県設備設計協会・会長)

監事

柴山 諄一(社)埼玉建築士会・副会長)

清水 茂三(社)埼玉県建設業協会・相談役)

平成2年度の定期報告書送付件数は、下表のとおりとなりました。

## 埼玉県環境安全施設

### 協会発足

一建産連事務局一

当建産連会員団体の「埼玉県道路標識標示業協会」及び「埼玉県外構施設業協会」は、このほど同一目標の下に合併、新たに社団法人化をめざした「埼玉県環境安全施設協会」として再出発した。

新協会の設立総会は、6月28日に挙行され、会長に深井進氏を、副会長には清水義夫、渡辺明、中村正、河田貴久治の各氏が選任された。

対象別 用途・機種別	埼玉県	川口市	浦和市	大宮市	川越市	所沢市	越谷市	上尾市	合計
特殊建築物(1)	237	23	15	21	21	27	18	10	372
学校	42	1	0	0	3	7	4	7	64
病院	40	5	3	5	3	6	10	0	72
劇場等	0	0	0	3	1	0	0	0	4
公会堂等	72	0	0	2	1	1	0	0	76
百貨店等	42	12	9	7	6	9	3	3	91
公衆浴場	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ホテル等	41	5	3	4	7	4	1	0	65
建築設備(2)	282	29	20	21	20	19	14	5	410
換気設備	274	29	18	19	20	18	14	5	397
排煙設備	94	11	8	9	4	7	6	3	142
非常用照明	280	29	20	21	20	19	14	5	408
(小計)	648	69	46	49	44	44	34	13	947
昇降機等(3)	5,936	954	1,003	1,121	529	611	455	242	10,851
エレベーター	3,686	799	785	792	360	346	369	148	7,285
エスカレーター	550	78	112	209	69	128	33	45	1,224
電動ダムウェーター	1,632	77	106	117	92	93	53	49	2,219
遊戯施設	68	0	0	3	8	44	0	0	123
合計 (1)+(2)+(3)	6,455	1,006	1,038	1,163	570	657	487	257	11,633

## 全国建産連だより

### 平成3年度通常総会開かれる

社団法人全国建設産業団体連合会（略称全国建産連）の平成3年度通常総会は、去る6月7日午後3時から、東京・霞ヶ関ビル33階の東海大学校友会館を会場にして会員団体32府県建産連関係者が出席し、また、同総会には来賓として建設省の伴大臣官房審議官、（財）建設業振興基金の中川専務理事等を迎えて開催された。なお、この総会には平成2年8月に入会した千葉県建産連と本年4月に入会した福岡県建産連が初めての出席である。

#### 平成3年度事業計画等の議決

総会は斎藤会長（埼玉県建産連会長）の冒頭挨拶の後、来賓を代表して建設省伴大臣官房審議官から平成3年度建設投資の見通し、日本の建設市場参入を狙う外圧の高まり、構造改善の重要性と建産連活動への期待等を内容に祝辞が寄せられ、直ちに議事に移った。

議事はまず河津副会長（静岡県建産連会長）を議長に選出し、以下のとおり進められた。議長は平成2年度事業報告及同年度収支決算の両議案を一括上程、小野事務局長の内容説明、さらに秋山監事（香川県建産連会長）の監査報告の後質疑を求めたが、特に発言はなく、両議案は大きな拍手をもって原案どおり議決承認された。

次いで議長は平成3年度事業計画及び同年度収支予算案を一括上程、小野事務局長の内容説明後質疑を求めたが、この両議案についても何らの異論はなく、満場一致で議決承認された。なお、平成3年度事業計画は大筋において前年度と同様であるが、特に目新しいものとしては「建設産業における生産システム合理化指針」の普及キャンペーン活動等が挙げられる。

最後に、府県建産連役員の異動等に伴って、役員の補欠選任事案を審議し、新理事に

武藤彬氏（茨城県建産連会長）を、また新監事に高内壮介氏（栃木県建産連会長）及び坂下利行氏（宮崎県建産連会長）をそれぞれ選任して終了した。

#### 総会に引続き懇親パーティーを開催

議事終了後の午後4時から会場を別室に移し、来賓多数の参列のもとに盛大な懇親パーティーが開催された。懇親パーティーには井上章平参議院議員、建設省の鈴木政徳建設経済局長ほか同局各課長等、馴染の御歴々が所狭しと顔を揃え、（財）建設業振興基金の志村清一理事長の力強い発声で一同乾杯の後、和気あいあいのうちに建産連の発展に大きな期待を寄せ約1時間半のときをすごした。

#### 平成3年度事業が始動

全国建産連に設けられている構造改善対策委員会（委員長・望月岩手県建産連会長）及び広報委員会（委員長・小崎京都府建産連会長）は、去る7月5日それぞれ時間を異にして委員会を開催し、新年度事業に取組んだ。

構造改善対策委員会の当面の目標は構造改善推進プログラムに則って、元請・下請構造改善協議会の地方版モデルを策定することであり、一方、広報委員会にあっては積極的な広報活動を進めるための機関紙の発行である。

当日の各委員会においては活発な論議を交して基本的事項を決定した。



## 連合会日誌

- 4月15日 **広報委員会**  
建産連ニュース第48号の発行、第49号の編纂について、平成3年度広報・啓発事業の構想等について協議。
- 4月17日 **(社) 全国建設産業団体連合会監事監査**  
平成2年度事業、収支決算及び財産管理について監事による監査を執行。斎藤会長出席。  
さいたま120周年記念事業の一環として行われる予定の「さいたまシルバーハウジングフェア'91」について協力方要請のため埼玉県住宅管理課市川課長補佐他来所。
- 4月18日 埼玉県緑化推進協議会に斎藤会長出席。
- 4月22日 さいたま120周年記念事業の一環として行われる予定の「豊かで活力あふれた長寿社会フェスティバル」について協力方要請のため埼玉県生活福祉部高齢化社会対策推進室井上専門調査員他来所。
- 4月23日 **(社) 全国建設産業団体連合会理事会**  
東京・霞ヶ関ビル東海大学校友会館において平成2年度第1回理事会が開催され、平成2年度事業報告・収支決算、平成3年度事業計画・収支予算(案)等総会付議議案等について協議。斎藤会長、加藤常務理事出席。
- 4月24日 浦和税務署奥原特別国税調査官が、建産連会員団体の法人会計調査のため来所。加藤常務理事対応。
- 4月25日 **監事による監査**  
平成2年度事業、収支決算及び財産管理について監事による監査を執行。
- 4月30日 異動後の新任土木・住宅都市部長に対し、建産連事業実施についての協力方要請のため、斎藤会長、加藤常務理事が訪問。
- 5月1日 「埼玉の建設産業」ポスター・絵画コンクール実施にあたり、募集要領改訂について埼玉県教育局指導第一課塚越主任指導主事との協議のため加藤常務理事が訪問。
- 5月9日 **正副会長会議**  
正副会長において理事会付議事項について事前協議。
- 理 事 会**  
平成3年度通常総会の次第、総会付議議案、総会招待者等について協議。
- 5月17日 (社) 埼玉建築士会通常総会に斎藤会長出席。  
さいたま新都心建設促進協議会第1回総会に斎藤会長出席。
- 5月20日 (社) 埼玉県測量設計業協会通常総会に長島専務理事、加藤常務理事出席。
- 5月21日 (社) 全国建設産業団体連合会通常総会開催準備のための打合せに加藤常務理事出席。
- 5月22日 (社) 埼玉県建築士事務所協会通常総会に斎藤会長出席。  
埼玉県電気工事工業組合通常総会に長島専務理事出席。
- 5月23日 (社) 埼玉県電業協会通常総会に小山副会長出席。
- 5月24日 埼玉県総合建設業協同組合通常総会に斎藤会長出席。  
建設業労働災害防止協会埼玉県支部評議員会・理事会に斎藤会長出席。

(社) 埼玉県宅地建物取引業協会通常総会に長島専務理事出席。

○5月28日 (財) 埼玉県建築住宅安全協会評議員会・理事会に斎藤会長出席。

○5月30日 (社) 埼玉建築設計監理協会通常総会に長島専務理事出席。

○6月6日 通 常 総 会

平成3年度第12回通常総会を埼玉建産連合会館センター第1会議室において開催し、平成2年度事業報告、一般・特別両会計収支決算、平成3年度事業計画(案)、一般・特別両会計収支予算(案)、役員補欠選任の承認議決を行った。

○6月7日 (社) 全国建設産業団体連合会通常総会

東京・霞ヶ関ビル東海大学校友会館において平成3年度通常総会が開催され、平成2年度事業報告・収支決算、平成3年度事業計画・収支予算(案)、役員補欠選任等について審議し、いずれも承認議決された。

○6月12日 異動による新任幹部への挨拶及び建産連未設置府県への設立促進についての協力方要請のため斎藤会長が建設省を訪問。

○6月14日 埼玉県主催による「豊かで活力にあふれた長寿社会フェスティバル」実施にあたり、協力方要請のため埼玉県生活福祉部高齢化社会対策室武田室長他職員1名来所。加藤常務理事対応。

○6月15日 全国建具組連合会埼玉県大会に長島専務理事出席。

埼玉建設労働者研修福祉センターの雨漏り対策について、雇用促進事業団が埼玉雇用促進センターを通じて修繕工事を実施する旨埼玉県から通知があり、協力方要請された。

○6月24日 埼玉県設備設計協会通常総会に長島専務理事出席。

(社) 埼玉県建設業協会主催の雇用改善推進事業助成金説明会に加藤常務理事出席。

○6月28日 仮称・(社) 埼玉県環境安全施設協会設立総会に斎藤会長出席。

○7月1日 埼玉雇用促進センター主催による雇用促進事業団創立30周年記念講演会・祝賀会に長島専務理事出席。

○7月3日 雇用促進事業団創立30周年セレブレーションに斎藤会長出席。

○7月5日 (社) 全国建設産業団体連合会広報委員会に斎藤会長出席。

○7月9日 ヘルシー埼玉21県民会議理事会に斎藤会長出席。

○7月15日 (社) 埼玉県造園業協会通常総会に斎藤会長出席。

埼玉県優秀工事表彰式に斎藤会長出席。

さいたまシルバーハウジングフェア'91実行委員会に加藤常務理事出席。

## 埼玉建産連会館センターのご利用を

埼玉建産連会館センターとは「埼玉建設労働者研修福祉センター」の略称で、この施設は、正式名称が示すとおり、原則として、建設産業に従事する方々の福祉の増進を図ることを目的としたもので、各種の会議や研修等ができるように、音響、映写等の機材も整備されています。施設の内容は、500人収容の多目的大ホールをはじめ、大・小の会議室、食堂、喫茶ルーム等があり、皆様のご利用をお待ちしています。

また、このセンターの別棟である埼玉建産連会館1階には、特別会議室もあります。

### ○ 施設の概要

・所在地 浦和市鹿手袋4-1-7

・建物の構造等

鉄筋コンクリート造地上3階

総延床面積 1,574.85㎡

1階：管理事務室、食堂、喫茶ルーム、ロビー

2階：会議・研修室（7室）

3階：多目的大ホール、ステージ、放送室

### ○ 利用案内

・開館時間 原則として午前9時～午後5時

・閉館日 日曜日、国民の祝日、年末年始（12月29日～1月4日）、毎月第2、第4土曜日。

（建産連会員団体の事業又は執務、公益的行事、その他建設労働者の利用申込み等により、特に開館の必要がある場合はこの限りでない。）

・利用申込みの方法

所定の申込書により、直接センター管理室に申込みください。なお、申込みの受付時間は閉館日以外の午前9時から午後5時までで、電話によるお問い合わせは048-861-4311です。

・駐車場 このセンターと埼玉建産連会館の利用者のための無料駐車場(約60台収容)があります。ただし、センターの位置は、JR埼京線及び武蔵野線の「武蔵浦和」駅が至近距離ですので、自動車による来館は努めてご遠慮ください。

### ○ 施設の利用料金

(単位：円)

区 分		午前	午後	全日
		9:00 ～12:00	13:00 ～17:00	9:00 ～17:00
第1会議室	80人	9,500	10,500	14,000
第2会議室	40人	4,700	5,200	7,000
第3会議室	15人	2,000	2,200	3,000
第5会議室	12人	2,000	2,200	3,000
第6会議室	20人(和室)	4,200	4,600	6,000
第7会議室	8人(和室)	2,300	2,500	3,400
第8会議室	8人(和室)	2,300	2,500	3,400
多目的大ホール	椅子のみ使用500人 机・椅子使用288人	26,000	28,500	38,500
会館特別会議室	30人	6,500	7,500	10,000

### ○ 備付物件利用料

物 件 名	利 用 料	
1. マ イ ク	1個につき	500円
2. スライド映写装置 (スクリーン等含む)	1台につき	600円
3. 16mm映写装置 (スクリーン等含む)	1台につき	2,000円
4. ビデオ装置 (VP用スクリーンを含む)	1台につき	1,500円

(注) この利用料は、会議室等の施設利用区分(午前・午後・全日等)と同様に、1回の利用を単位として適用する。

### センター利用状況(平成2年度)

(単位：回数)

月別	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
第1会議室	23	29	23	14	15	22	22	16	22	13	18	22	239
第2会議室	42	40	19	20	16	15	38	31	39	4	16	13	294
第3会議室	11	10	9	10	7	11	19	41	39	2	7	6	172
第5会議室	21	9	18	20	10	17	22	19	12	7	21	11	187
第6会議室	1	5	4	4	3	3	7	10	6	2	3		48
第7・8会議室	4	4	4			3	4	2	2		1		24
多目的大ホール	26	31	32	16	11	27	25	25	7	13	36	12	261
会館特別会議室	13	12	12	8	8	6	12	11	7	7	6	11	113
センターロビー	7	9	5	7	2	6	4	7	4	6	5	4	66
合 計	144	149	126	103	72	111	153	162	138	54	113	79	1,404



社団法人埼玉県建設産業団体連合会会員名簿（順序不同）

（平成3年7月1日現在）

構成団体名	代表者	所在地	〒	電話番号
(社)埼玉県建設業協会	会長 島村 治作	浦和市鹿手袋 4-1-7	336	048(861)5111
(社)埼玉県電業協会	会長 岡村 喜一	〃	〃	048(864)0385
(社)埼玉県造園業協会	会長 松本 孔志	〃	〃	048(864)6921
東日本建設業保証(株)埼玉営業所	所長 長谷川忠欣	〃	〃	048(861)8885
埼玉県鉄構業協同組合	理事長 渡辺 健市	〃	〃	048(866)1775
埼玉県電気工事工業組合	理事長 大曾根正男	大宮市宮原町 1-39	330	048(663)0242
(社)埼玉県空調衛生設備協会	会長 今泉 康次	与野市下落合 4-14-11	338	048(855)4111
(社)日本塗装工業会埼玉県支部	支部長 榎本 義男	浦和市鹿手袋 4-1-7	336	048(866)4381
埼玉県建設大工工事業協会	会長 渡辺 昭一	〃	〃	048(862)9258
(社)埼玉建築士会	会長 小川 清	〃	〃	048(861)8221
(社)埼玉県建築士事務所協会	会長 岩堀徳太郎	〃	〃	048(864)9313
(社)埼玉建築設計監理協会	会長 松江 広元	〃	〃	048(861)2304
(社)埼玉県測量設計業協会	会長 柿沼 國治	〃	〃	048(866)1773
(社)埼玉県宅地建物取引業協会	会長 星野 謹吾	〃	〃	048(866)4061
建設業労働災害防止協会埼玉県支部	支部長 清水 茂三	〃	〃	048(862)2542
埼玉県道路舗装協会	会長 松本喜八郎	〃	〃	048(861)9971
埼玉県コンクリート製品協同組合	理事長 日下 銹二	上尾市本町 1-5-20	362	048(773)8171
埼玉県コンクリート圧送事業協同組合	理事長 松野 俊弘	浦和市鹿手袋 4-1-7	336	048(866)4311
埼玉県砂利協同組合連合会	会長 小林 勘市	熊谷市赤城町 2-88	360	0485(22)0333
埼玉県下水道施設維持管理協会	会長 沢田 広	大宮市三橋 2-402	331	048(644)7417
埼玉県環境安全施設協会	会長 深井 進	浦和市高砂 3-17-21	336	048(838)8162
(財)埼玉県建築住宅安全協会	理事長 安藤 晃	浦和市鹿手袋 4-1-7	〃	048(865)0391
埼玉県内装仕上工事業協同組合	理事長 長本 昌夫	鳩ヶ谷市本町 3-34-8	334	0482(83)0611
埼玉県総合建設業協同組合	理事長 松江 果	浦和市鹿手袋 4-1-7	336	048(864)2811
埼玉県建設業健康保険組合	理事長 清水 茂三	〃	〃	048(864)9731
埼玉県建設業厚生年金基金	理事長 斎藤 裕	〃	〃	048(866)4331
(社)全国電話設備協会埼玉県支部	支部長 横田 充穂	大宮市浅間町 1-4-4	330	048(642)5771
埼玉県地質調査業協会	会長 田貝 博	浦和市別所 3-32-1	336	048(862)8221
埼玉県生コンクリート工業組合	理事長 田中 瑞穂	浦和市南浦和 3-17-5	〃	048(882)7993
埼玉県設備設計協会	会長 金子 正喜	浦和市高砂 3-10-4	〃	048(864)1429

建産連ニュース 第49号

平成3年7月15日発行

発行

法人 埼玉県建設産業団体連合会

企画・編集 広報委員会

〒336 浦和市鹿手袋4丁目1番7号

電話 048-866-4301

印刷

東京都北区東田端2-4-4

みつほ企業株式会社

## 『建産連ニュース』データ版ご利用の際のご注意

建産連ニュースのデータ版については、以下の事項をご了解の上、ご利用いただきますようお願い申し上げます。また、当ファイルを閲覧・ダウンロードされる際には、この条項にご了解いただいたものとみなします。

### (1) 著作権について

『建産連ニュース』の著作権は、社団法人埼玉県建設産業団体連合会に帰属します。無断での転用・転載を禁じます。

### (2) 免責事項

『建産連ニュース』内掲載の記事・広告は、発行当時のものであり、現在の状況とは差違が生じている部分がございますので、ご注意ください。

なお、記載内容に関連し、ご利用者の故意・錯誤により生じたいかなる損害についても、一切の責任を負いかねます。

### (3) 配布について

この『建産連ニュース』データ版は、無料で配布しておりますが、著作権者の許可無くしての二次利用・再配布を禁止いたします。

なお、本ページは著作者情報となります。このページを削除することを禁じます。

### (4) お問い合わせ

その他、記事内容・ご利用方法について、疑問・質問等がございましたら、下記の当連合会事務局までお問い合わせください。

#### ○お問い合わせ

社団法人埼玉県建設産業団体連合会  
事務局

電話 048-866-4301

E-mail somu@sfcc.or.jp

URL <http://www.sfcc.or.jp/>

平成23年2月